

かすみがうら市議会 文教厚生委員会資料

令和 6 年 1 月 30 日 保健福祉部社会福祉課

かすみがうら市
障害者計画
第 7 期障害福祉計画
第 3 期障害児福祉計画

(素案)

令和 6 年 1 月現在
かすみがうら市

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 茨城県の方針 | 3 |
| 4 計画の期間 | 3 |
| 5 計画の対象 | 4 |
| 6 基本指針の見直しにおける主なポイント | 5 |
| 7 計画の策定体制 | 6 |
| 第2章 障害のある人を取り巻く現状 | 7 |
| 1 人口・世帯 | 7 |
| 2 障害者手帳等の交付者数 | 8 |
| 3 地域資源の状況 | 12 |
| 4 アンケート調査の概要 | 14 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 23 |
| 1 基本理念 | 23 |
| 2 基本目標 | 24 |
| 3 施策体系 | 25 |
| 第4章 障害者計画 | 26 |
| 基本目標1 啓発・まちづくり | 26 |
| 基本目標2 相談支援・生活支援 | 30 |
| 基本目標3 育成・教育 | 38 |
| 基本目標4 就労支援・社会参加 | 41 |
| 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画 | 44 |
| 1 成果目標 | 44 |
| 2 障害福祉サービス等 | 48 |
| 3 障害児福祉サービス | 67 |
| 第6章 計画の推進 | 72 |
| 1 各主体の役割 | 72 |
| 2 計画の周知 | 73 |
| 3 計画の推進 | 74 |
| 4 目標達成状況の評価 | 75 |
| 参考資料 | 76 |

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化、障害の重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障害者施策のニーズは多様化しているといわれています。

平成18年に施行された「障害者自立支援法」が平成25年に見直され、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されるなど、障害者施策に関する数多くの法律が制定されました。その後、障害者についての初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准され、2月より我が国に効力が生じることとなりました。また、障害者等の希望する生活を実現するため、「改正障害者総合支援法」が令和6年4月から施行されます。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。同法は令和3年5月に改正、令和6年4月から施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

また、平成28年6月に改正された障害者総合支援法が平成30年4月から施行され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

さらに、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を定め、共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

本市では、「かすみがうら市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5年度で計画期間満了であることから、障害者を取り巻く環境や障害者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して暮らせる共生社会のまちづくりを目指し、令和6年度を初年度とする「かすみがうら市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障害者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

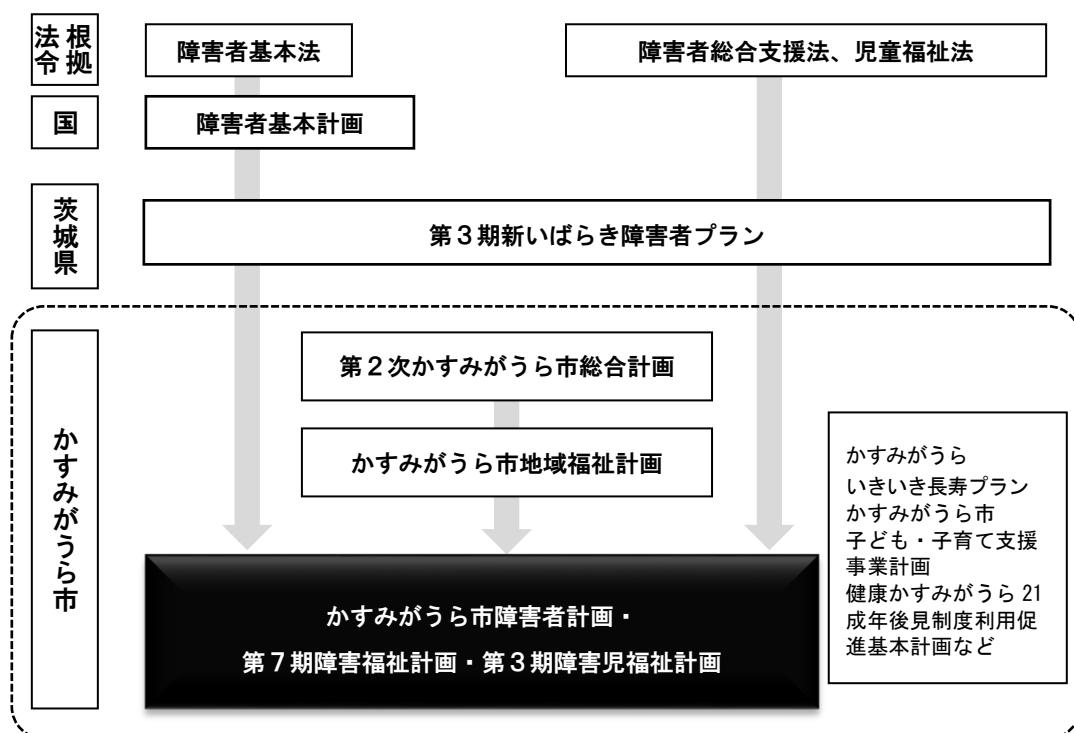
障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保の方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第2次かすみがうら市総合計画」・「かすみがうら市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、茨城県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障害者福祉の大綱を示す計画として、市の障害者福祉施策の基本的方針を示しています。また、市の障害福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障害福祉計画・障害児福祉計画」と総合的に推進を図ります。

図表1 <法令、他の計画との関係>



3 茨城県の方針

茨城県では、令和2年に「第2期新しいばらき障害者プラン」を改定し、「ノーマライゼーション」と「完全参加」の基本理念を実現するために施策を進め、令和6年3月には「第3期新しいばらき障害者プラン」を策定しています。本市では、国や茨城県の施策を踏まえながら、本計画を推進していきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていくために、保健・医療・福祉・保育・教育・労働の各分野に連携していきます。

4 計画の期間

障害者計画は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする6か年計画とします。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

| 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------------------------|--------|--------|
| | | 見直し | | | 見直し |
| 障害者計画（6年間） | | | | | |
| 第7期障害福祉計画（3年間） 第3期障害児福祉計画（3年間） | | | 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 | | |

5 計画の対象

本計画の対象は、平成23年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害（発達障害を含む）者
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村・都道府県の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和5年度末までとなっています。国は令和6年度を初年度とする第7期計画の作成に関する基本指針を見直しました。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。
※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

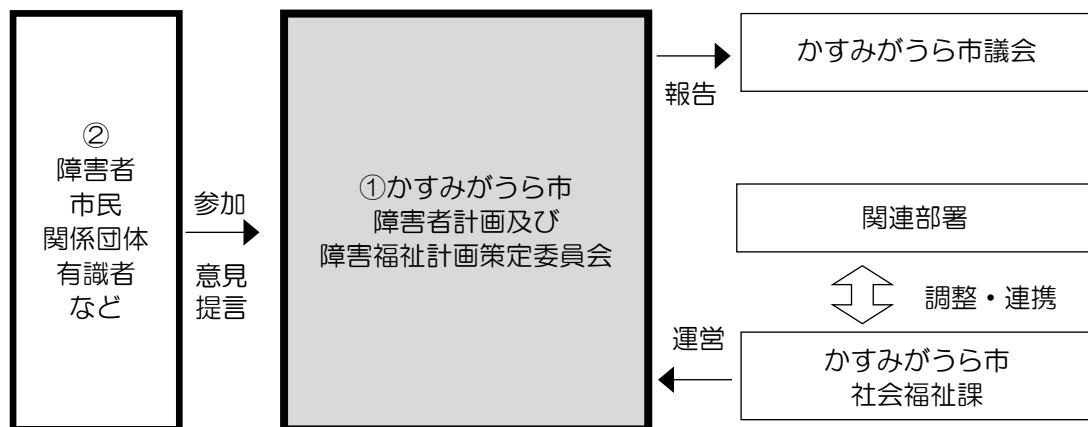
障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針見直しの主な事項

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

7 計画の策定体制

学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表などの参画を得て「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、本市の障害者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

策定にあたっては、サービスの利用者等へのアンケート調査をはじめ、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



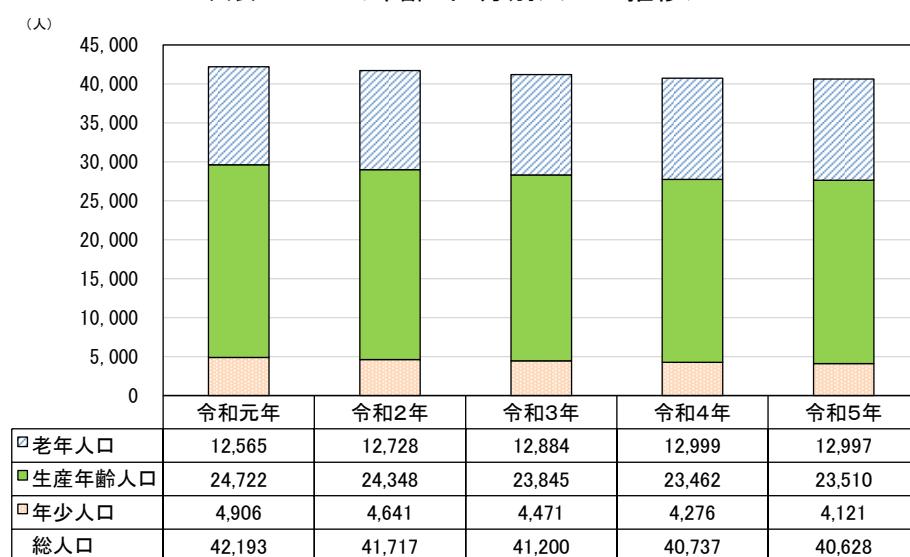
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の総人口は微減して推移しており、令和元年の 42,193 人から令和5年は 40,628 人となっています。

図表2 <年齢3区分別人口の推移>

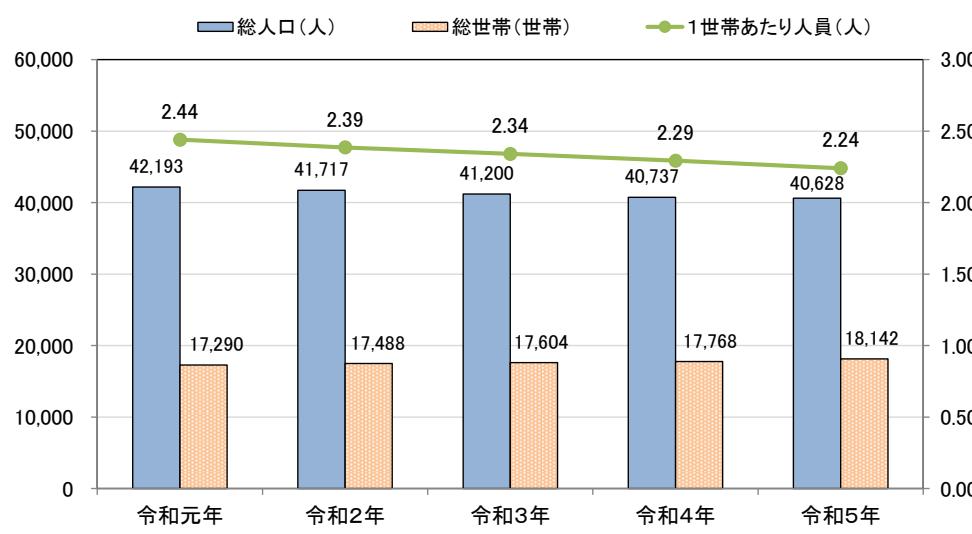


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

人口は微減していますが、世帯数は微増しており、令和5年は 18,142 世帯となっています。1世帯あたり人員は微減して、令和4年は 2.3 人を下回り、令和5年は 2.24 人となっています。

図表3 <世帯数及び1世帯当たり人員の推移>



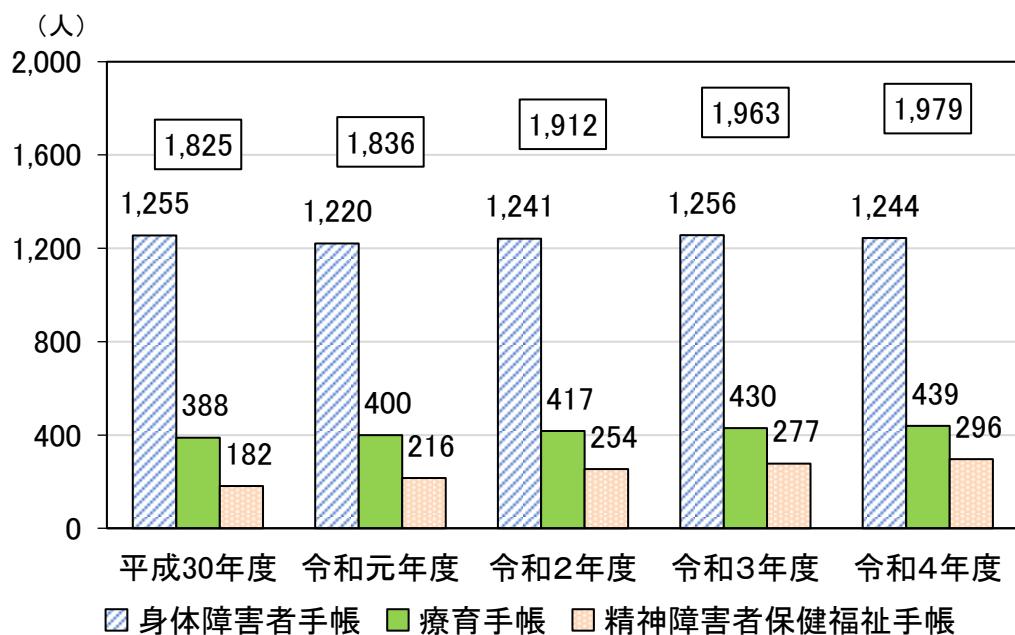
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 障害者手帳等の交付者数

(1) 障害者手帳等の所持者数

障害者手帳の交付数は増加しており、令和4年度は1,979人となっています。種類別では、身体障害者手帳交付数は、令和元年度は1,220人ですが、それ以外の年度では1,250人前後で推移しています。一方、療育手帳の交付数は増加傾向にあり、平成30年度の388人から令和4年度は439人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付数も増加傾向にあり、平成30年度の182人から令和4年度は296人となっています。

図表4 <障害者手帳の交付状況>

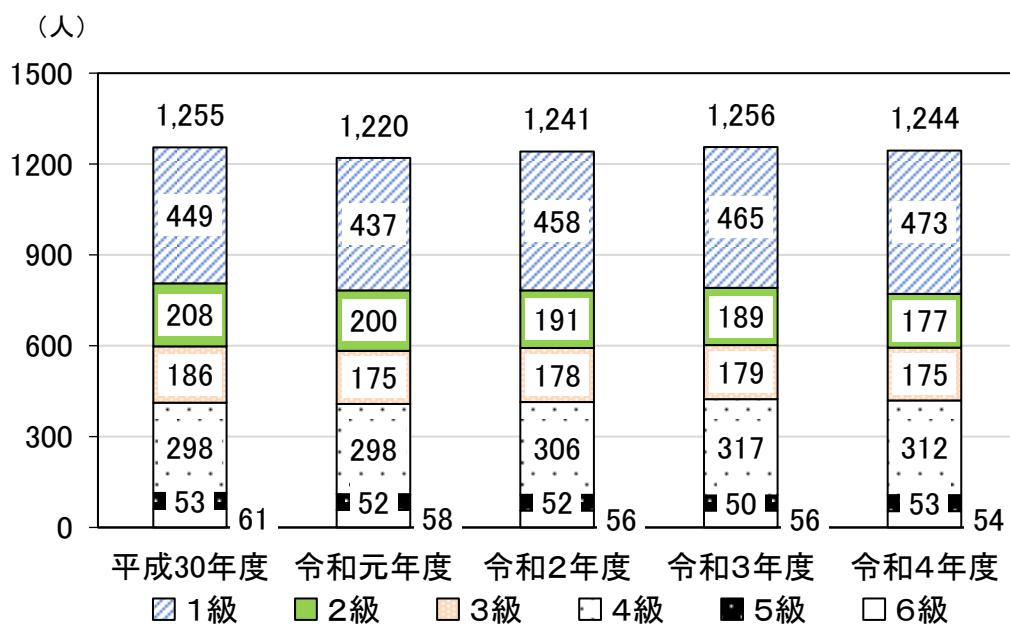
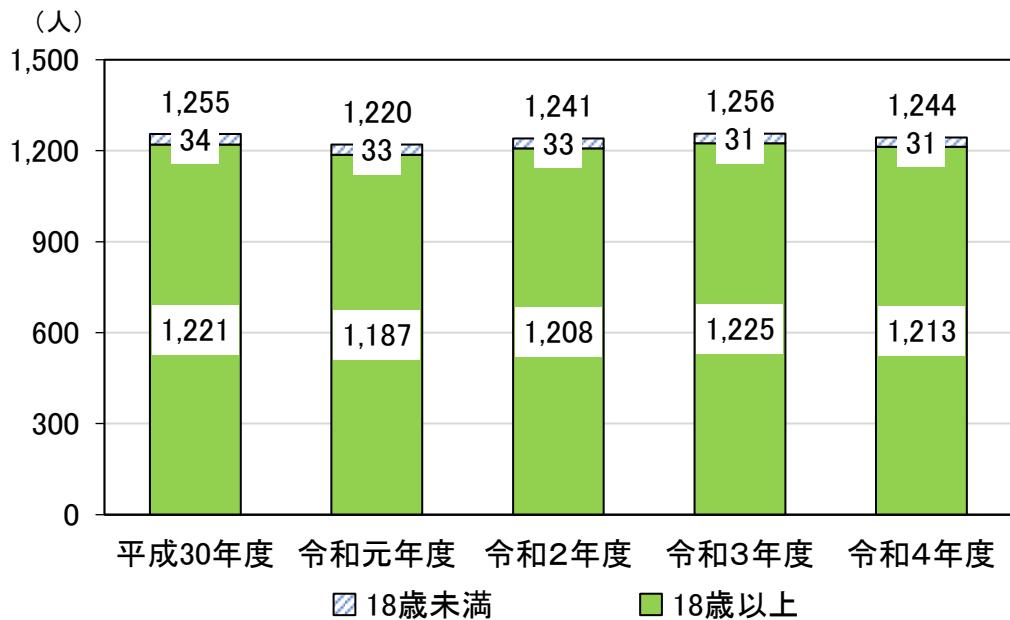


(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者を年齢層別にみると、各年度で18歳以上が97%とほとんどを占めています。

等級別にみると、各年度で1級が最も多い、令和4年度は473人となっています。

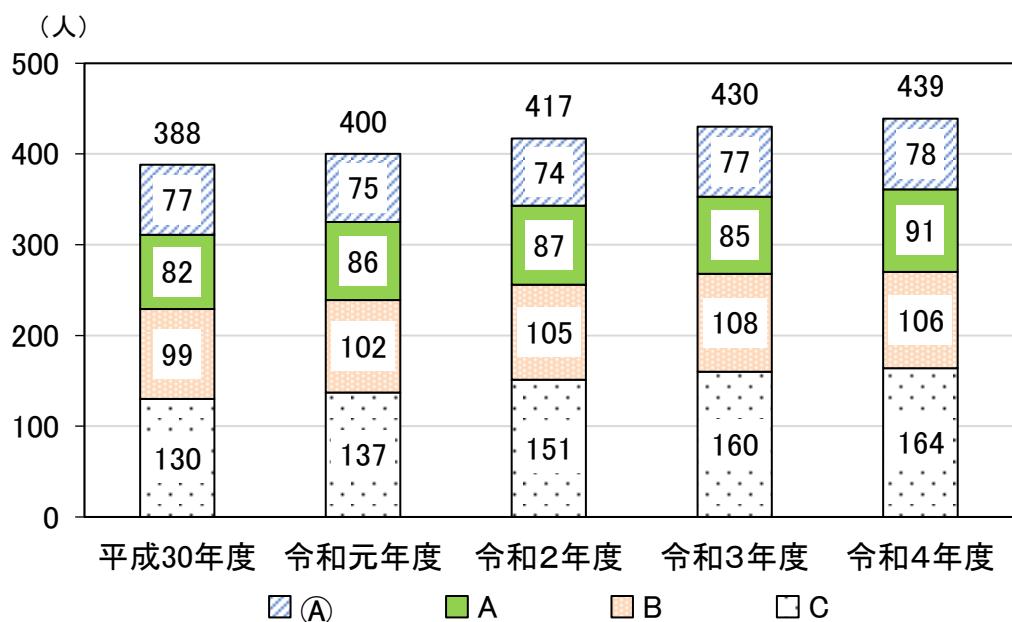
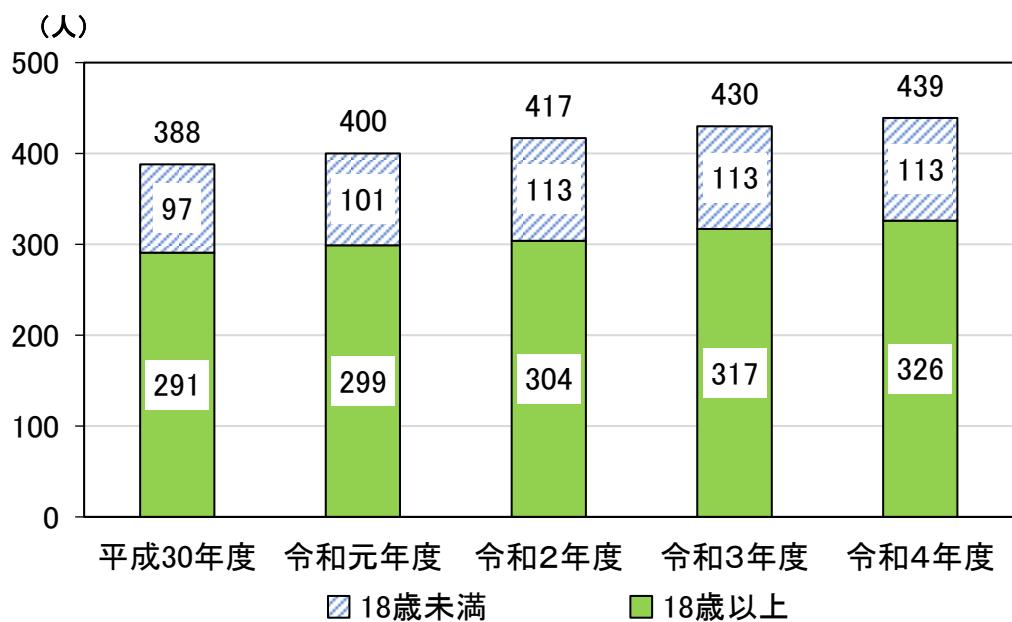
図表5 <身体障害者手帳所持者の状況>



(3) 療育手帳

療育手帳所持者を年齢層別にみると、各年度で18歳以上が多くなっています。程度別にみると、令和4年度末現在、Cが164人と最も多くなっています。

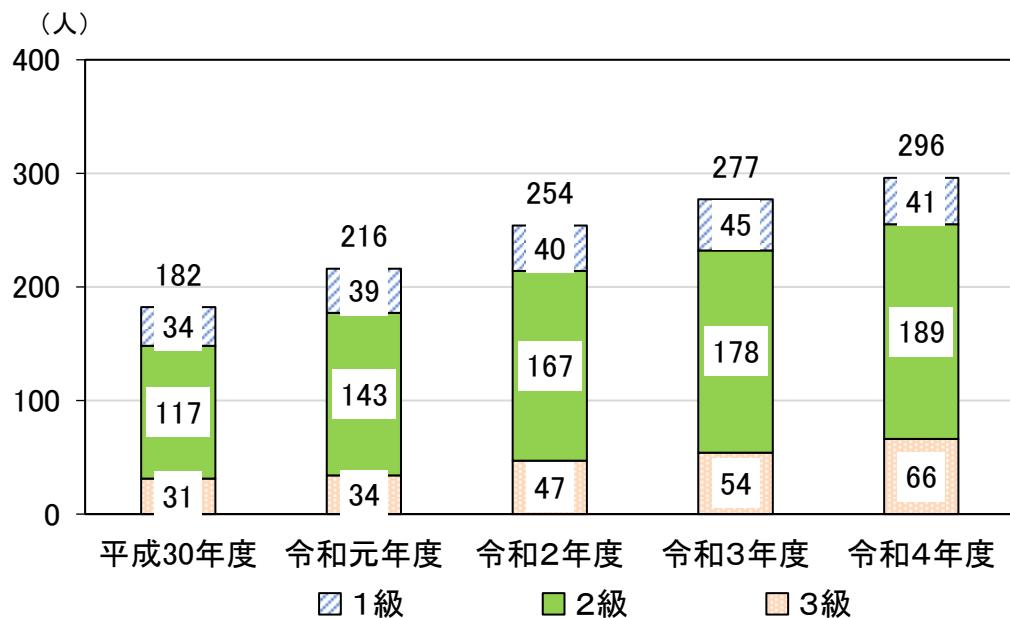
図表6 <療育手帳所持者の状況>



(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、令和4年度末現在、2級が189人と最も多くなっています。

図表7 <精神障害者保健福祉手帳所持者の状況>



3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

市内で障害者及び障害児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

図表8 <障害福祉サービス提供事業所>

| サービス項目 | 事業所数（か所） | 定員（人） |
|---------------------|----------|-------|
| 居宅介護 | 2 | 10 |
| 重度訪問介護 | 1 | 5 |
| 同行援護 | 1 | 1 |
| 行動援護 | 1 | 5 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 |
| 生活介護 | 6 | 176 |
| 自立訓練（機能訓練） | 1 | 10 |
| 自立訓練（生活訓練） | 1 | 20 |
| 就労移行支援 | 4 | 22 |
| 就労継続支援A型 | 3 | 100 |
| 就労継続支援B型 | 6 | 114 |
| 就労定着支援 | 0 | 0 |
| 療養介護 | 0 | 0 |
| 短期入所（福祉型・医療型） | 4 | 12 |
| 自立生活援助 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 4 | 60 |
| 地域生活支援拠点等 | 0 | 0 |
| 施設入所支援 | 4 | 187 |
| 計画相談支援 | 7 | - |
| 地域移行支援 | 0 | - |
| 地域定着支援 | 0 | - |
| 児童発達支援 | 1 | 10 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | - |
| 放課後等デイサービス | 5 | 49 |
| 保育所等訪問支援 | 0 | - |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | - |
| 福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設 | 0 | - |
| 障害児相談支援 | 6 | - |

資料：茨城県指定事業所一覧（令和2年12月1日現在）

(2) 地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

図表9 <地域生活支援事業提供事業所の状況>

【必須事業】

| 事業項目 | 事業所数（か所） | 備考 |
|------------------|----------|----|
| 理解促進研修・啓発事業 | - | |
| 自発的活動支援事業 | - | |
| 相談支援事業 | 6 | |
| 成年後見制度利用支援事業 | - | |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | - | |
| 意思疎通支援事業 | - | |
| 日常生活用具給付等事業 | - | |
| 手話奉仕員養成研修事業 | - | |
| 移動支援事業 | - | |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 3 | |

(3) 相談支援

障害に関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

図表10 <相談支援事業所>

| 事業所区分 | 事業所数（か所） |
|--------------|----------|
| 指定一般相談支援事業所 | - |
| 指定特定相談支援事業所 | 7 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 6 |

資料：茨城県指定事業所一覧（令和2年11月1日現在）

4 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

○調査対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証を交付されている方、障害福祉サービス・障害児福祉サービスを利用されている方とそのご家族等 1,500 人（無作為抽出）

○調査期間：令和5年8月1日～8月18日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回答数：配布数 1,500 票、回答数 713 票（回答率 47.5%）

○調査内容：

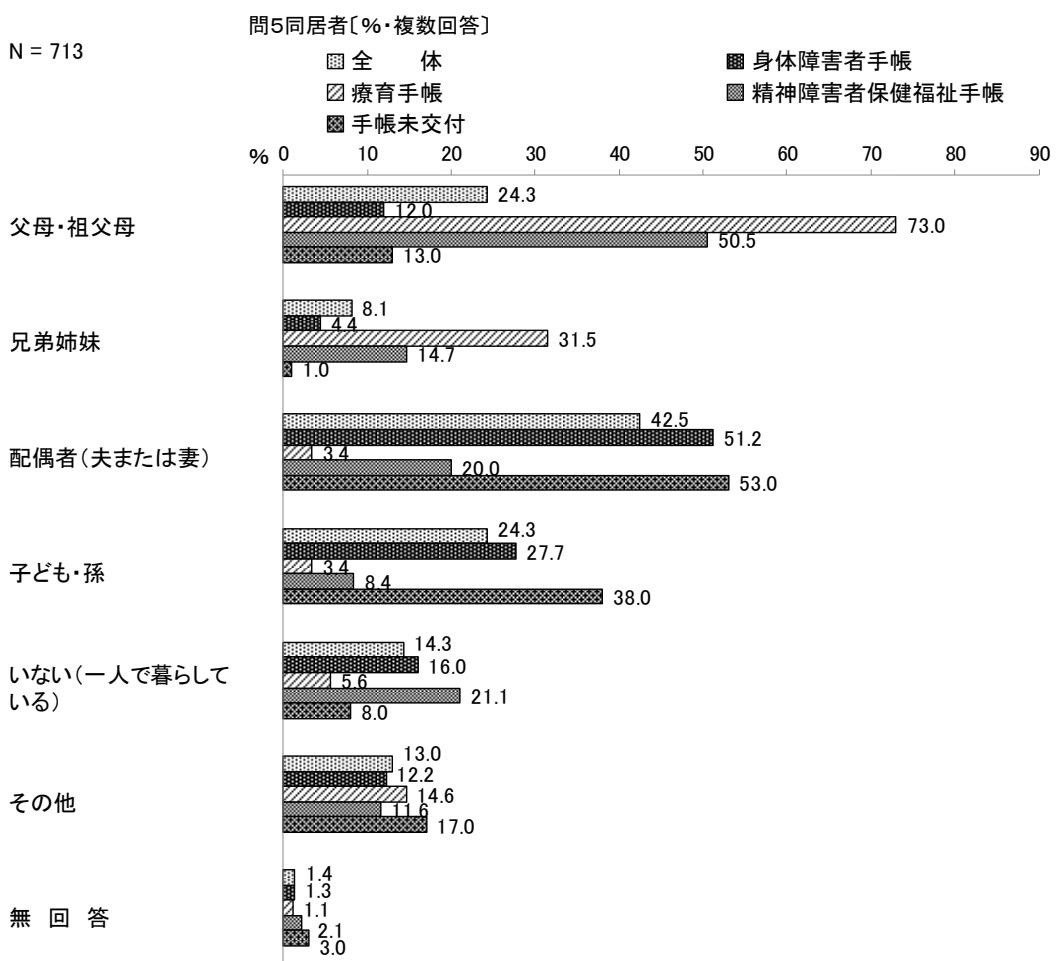
- | | |
|-------------------|----------------|
| ①日常生活について | ⑤障害福祉サービスについて |
| ②社会参加について | ⑥相談体制について |
| ③就労について | ⑦情報収集について |
| ④障害のある方に対する理解について | ⑧災害時の避難・対策について |

(2) 調査結果

①日常生活について

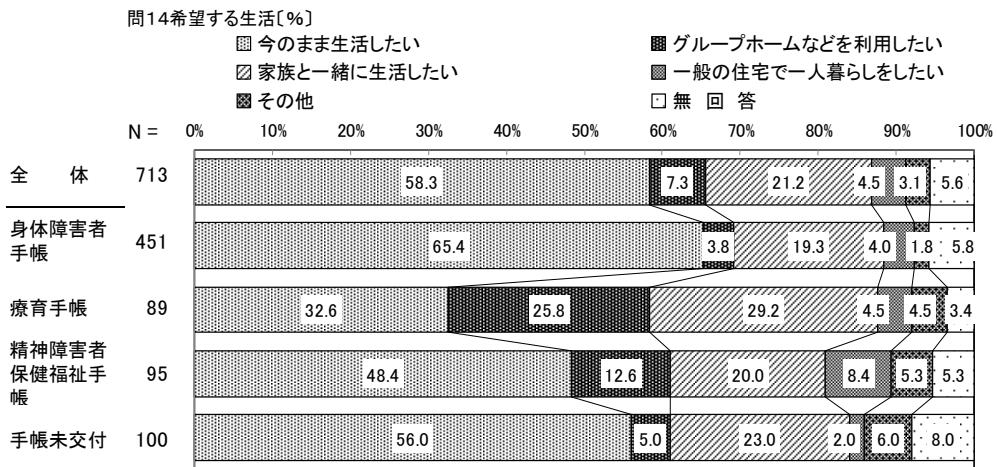
同居者をみると、「配偶者（夫または妻）」が42.5%と最も高く、次いで「父母・祖父母」と「子ども・孫」がともに24.3%と続いています。

身体障がいで「配偶者（夫または妻）」が51.2%とやや高くなっています。知的障がいで「父母・祖父母」が73.0%、「兄弟姉妹」が31.5%とそれぞれ高くなっています。精神障がいで「父母・祖父母」が50.5%と高く、「いない（一人で暮らしている）」が21.1%、「兄弟姉妹」が14.7%とそれぞれやや高くなっています。



希望する生活をみると、「今そのまま生活したい」が58.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が21.2%と続いています。

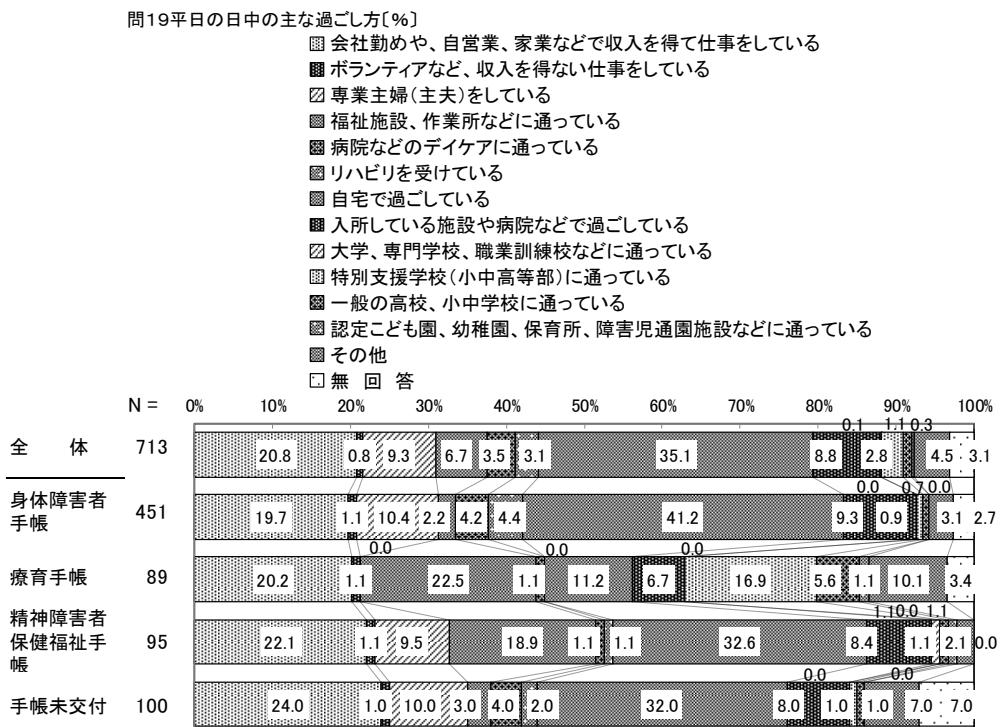
身体障がいで「今そのまま生活したい」が65.4%とやや高くなっています。知的障がいで「グループホームなどを利用したい」が25.8%と高く、「家族と一緒に生活したい」が29.2%とやや高くなっています。



②社会参加について

平日の日中の主な過ごし方をみると、「自宅で過ごしている」が35.1%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が20.8%、「専業主婦（主夫）をしている」が9.3%と続いています。

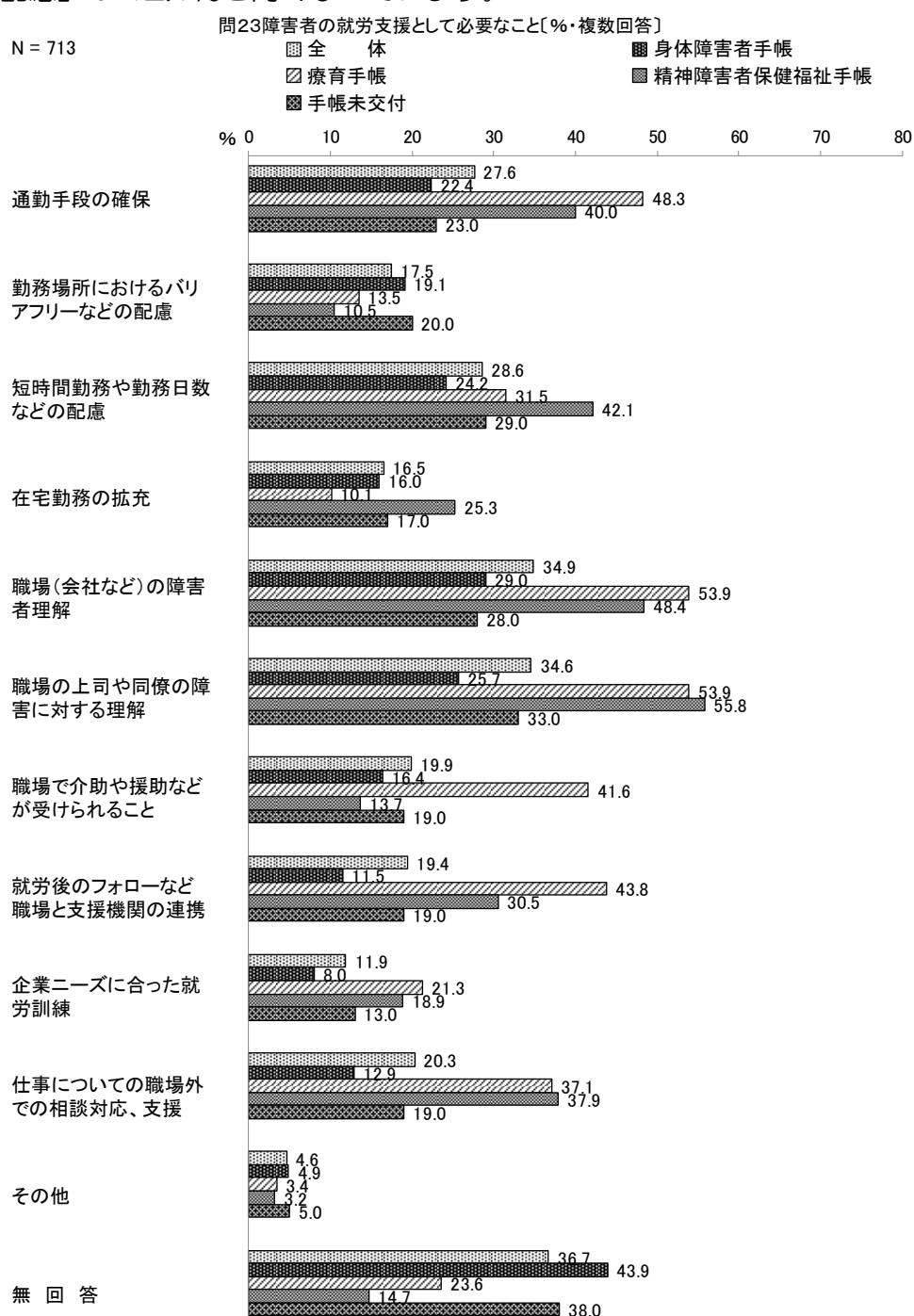
身体障がいで「自宅で過ごしている」が41.2%とやや高くなっています。知的障がいで「福祉施設、作業所などに通っている」が22.5%、「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が16.9%とそれぞれ高くなっています。精神障がいで「福祉施設、作業所などに通っている」が18.9%と高くなっています。



③就労について

障害者の就労支援として必要なことをみると、職場（会社など）の障害者理解」が34.9%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が34.6%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が28.6%と続いています。

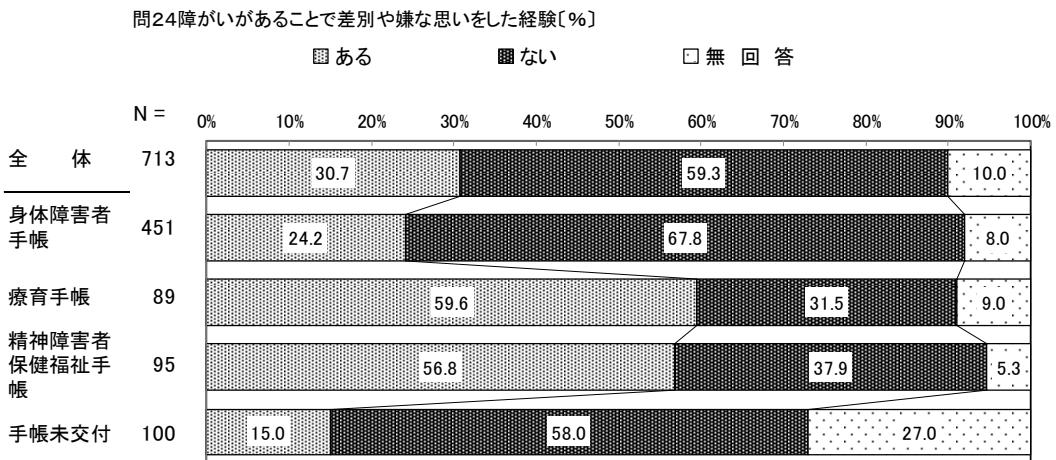
知的障がいと精神障がいで「職場（会社など）の障害者理解」がそれぞれ53.9%、48.4%、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」がそれぞれ53.9%、55.8%、「通勤手段の確保」がそれぞれ48.3%、40.0%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」がそれぞれ37.1%、37.9%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」がそれぞれ43.8%、30.5%と高くなっています。また、知的障がいで「職場で介助や援助などが受けられること」が41.6%、精神障がいで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が42.1%と高くなっています。



④障害のある方に対する理解について

障害があることで差別や嫌な思いをした経験をみると、「ない」が59.3%、「ある」が30.7%となっています。

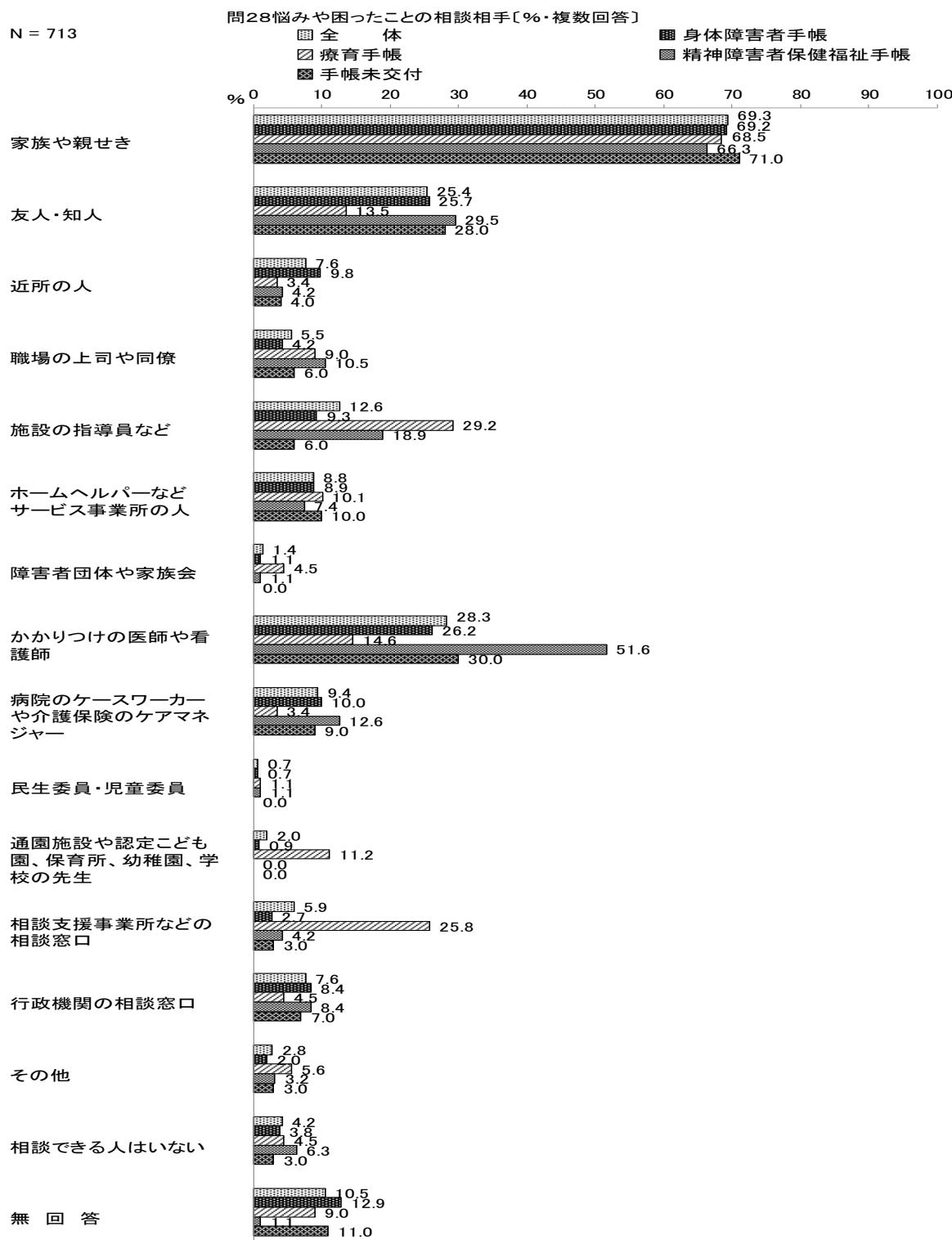
知的障がいでと精神障がいで「ある」がそれぞれ59.6%、56.8%と高くなっています。



⑤相談体制について

悩みや困ったことの相談相手をみると「家族や親せき」が69.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が28.3%、「友人・知人」が25.4%と続いています。

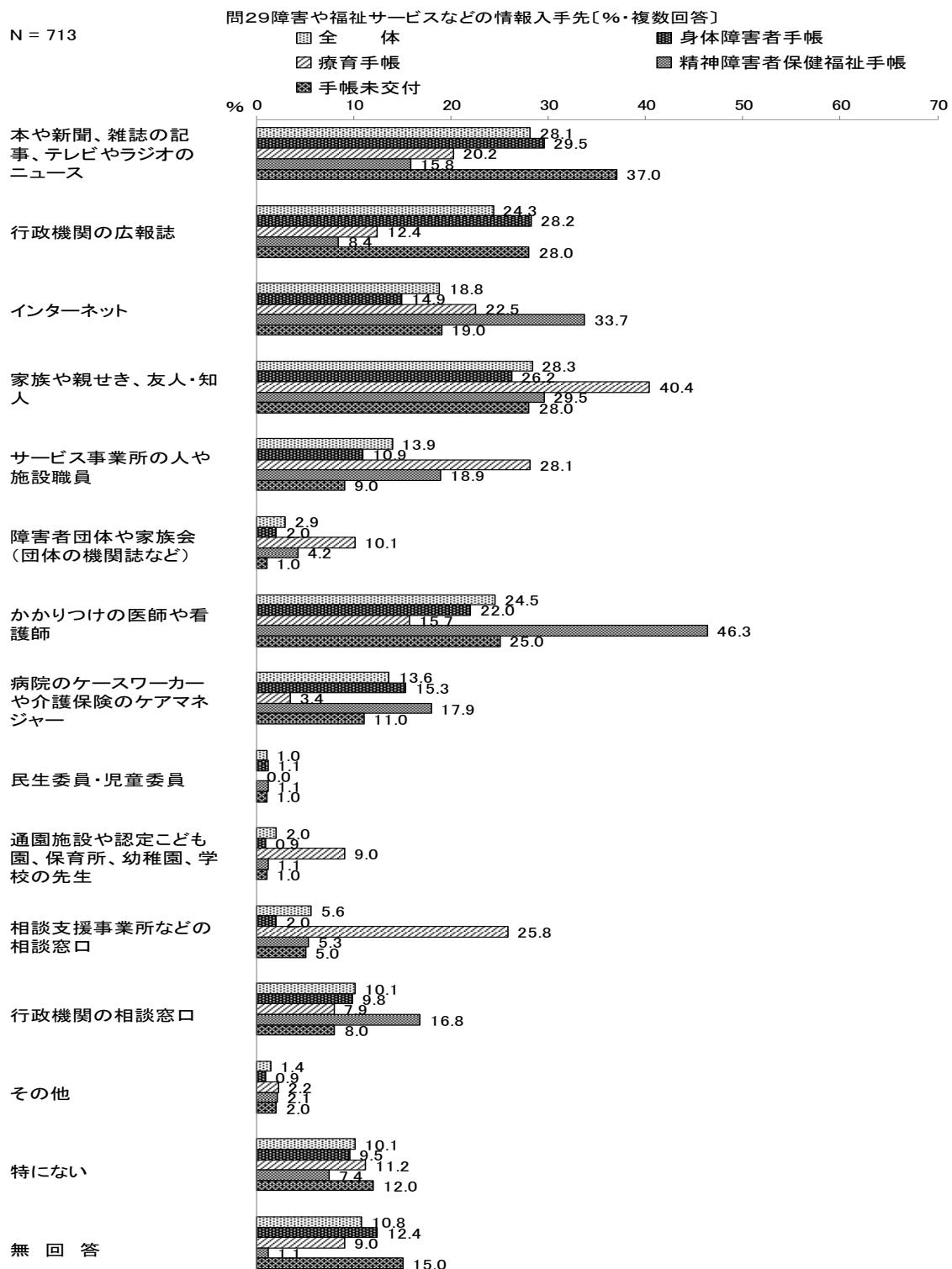
知的障がいで「施設の指導員など」が29.2%、「相談支援事業所などの相談窓口」が25.8%とそれぞれ高く、「通園施設や認定こども園、保育所、幼稚園、学校の先生」が11.2%とやや高くなっています。精神障がいで「かかりつけの医師や看護師」が51.6%と高くなっています。



⑥情報収集について

障害や福祉サービスなどの入手先をみると、「家族や親せき、友人・知人」が28.3%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.1%、「かかりつけの医師や看護師」が24.5%と続いています。

知的障がいで「家族や親せき、友人・知人」が40.4%、「サービス事業所の人や施設職員」が28.1%、「相談支援事業所などの相談窓口」が25.8%とそれぞれ高くなっています。精神障がいで「かかりつけの医師や看護師」が46.3%、「インターネット」が33.7%とそれぞれ高くなっています。

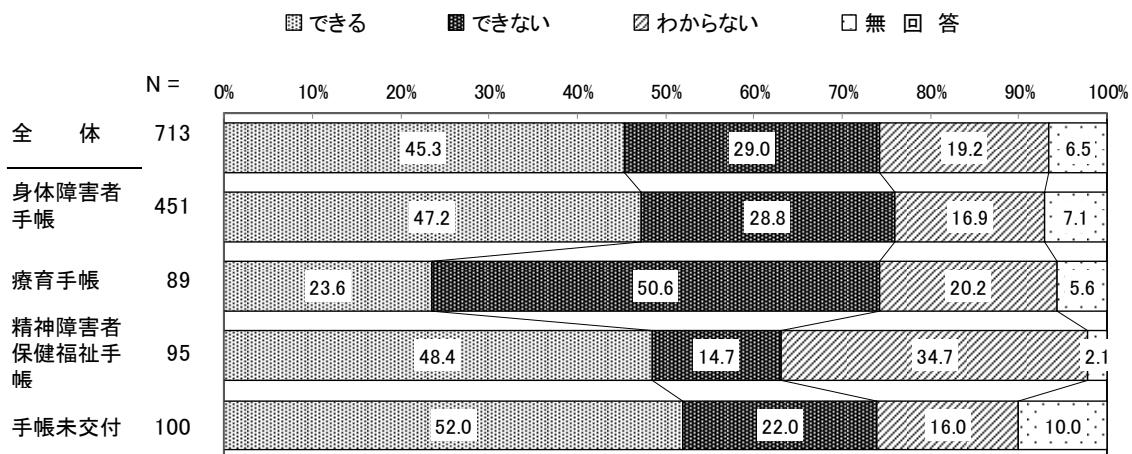


⑦災害時の避難・対策について

災害時における自力での避難をみると、「できる」が45.3%と最も高く、次いで「できない」が29.0%、「わからない」が19.2%となっています。

知的障がいで「できない」が50.6%と高くなっています。

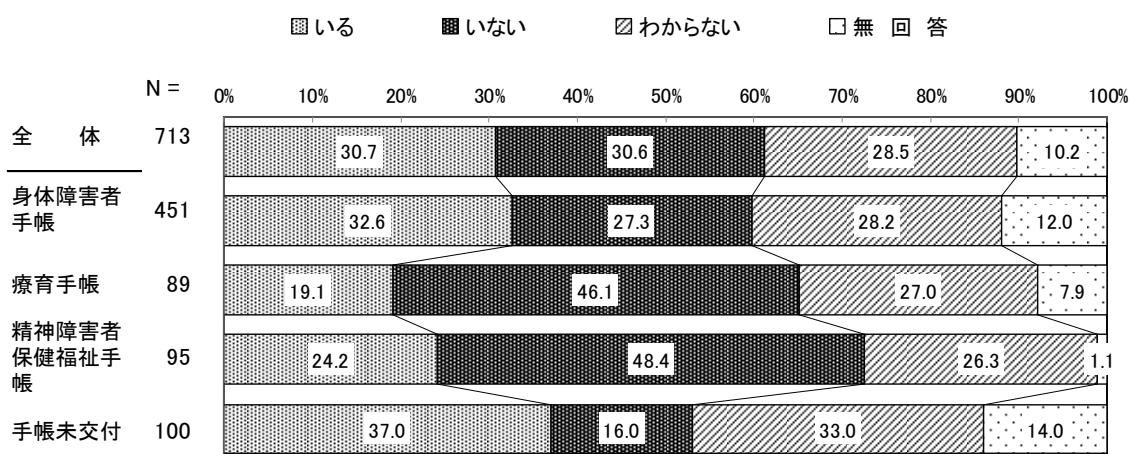
問30災害時における自力での避難[%]



災害時、助けてくれる近所の人の有無をみると、「いる」が30.7%と最も高く、次いで「いない」が30.6%、「わからない」が28.5%となっています。

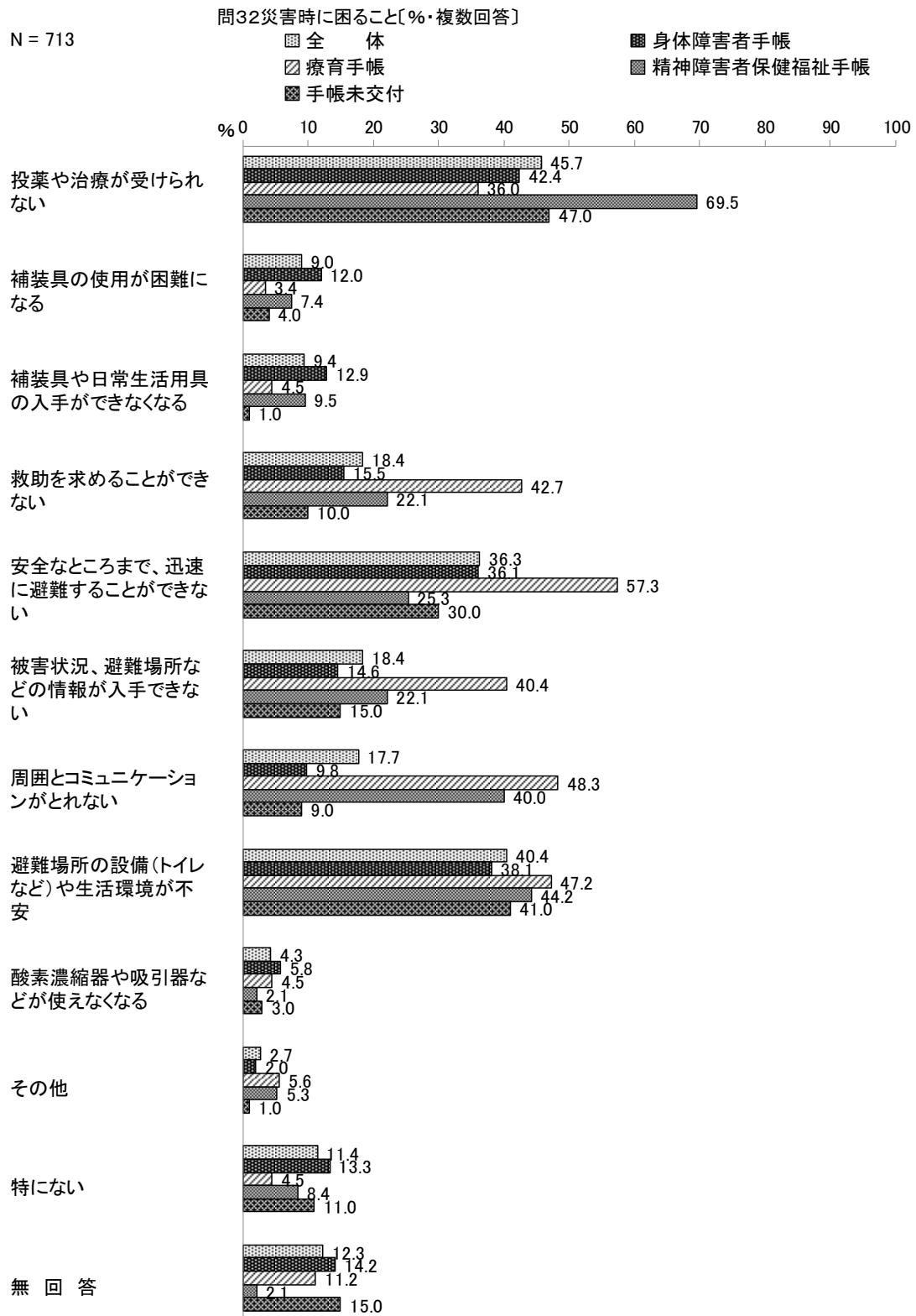
知的障がいと精神障がいで「いない」がそれぞれ46.1%、48.4%と高くなっています。

問31災害時、助けてくれる近所の人の有無[%]



災害時に困ることをみると、「投薬や治療が受けられない」が45.7%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が40.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.3%と続いています。

知的障がいで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が57.3%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が48.3%、「救助を求めることができない」が42.7%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が40.4%とそれぞれ高くなっています。精神障がいで「投薬や治療が受けられない」が69.5%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が40.0%とそれぞれ高くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

かすみがうら市障害者計画は、障害のある人もない人も、全ての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本理念として、「思いやりが共生するまち かすみがうら」を掲げています。

また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障害者の社会参加と自立を促進するためには、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現できる生活を目指し、それを推進・支援する環境づくりが必要です。一方、障害者の生活については、生活の質の向上と自立や社会参加への意欲を高め、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障害者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいをもって暮らせる地域社会の構築を目指すことが必要です。

【 基本理念 】

思いやりが共生するまち かすみがうら

- 障害のある人や障害のある児童が、生涯を通してその人らしく健やかに安心して暮らしていくように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人も障害のない人も、共に生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支え合い、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このような地域共生社会のまちづくりを進めます。

2 基本目標

基本目標1 啓発・まちづくり

障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

障害者が自由に外出するに当たっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、市内の公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障害者の外出の機会を確保することが重要です。

近年の集中豪雨等による氾濫など自然災害に備え、障害者の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

基本目標2 相談支援・生活支援

障害者が地域で自立して生活していくように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーション及び移動に関する支援を充実するとともに、経済的な基盤や住宅及び在宅サービス等を整備します。

地域における障害者の生活を支えるに当たっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。また、地域福祉の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

基本目標3 育成・教育

障害児が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障害児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。

また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、発達障害のある児童・生徒への対応を推進します。

基本目標4 就労支援・社会参加

障害者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就くことが大切です。そのため、市内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、障害者が生きがいをもって暮らせる社会を目指します。

社会参加については、地域社会の一員として、生きがいをもって暮らしていくよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・推進していきます。また、障害者の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、活動を通して障害者の社会参加を支援していきます。

3 施策体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 |
|-----------------------|----------------------|-------------------|
| 思いやりが共生するまち かずみがうら | 1 啓発・まちづくり | (1) バリアフリーの生活環境整備 |
| | | (2) 災害時支援・防犯対策の推進 |
| | | (3) 地域支援体制の整備 |
| | | (4) 障害のある人への理解の促進 |
| | | (5) 権利擁護の推進 |
| 2 相談支援・生活支援 | (1) 障害福祉サービス等の質の確保 | |
| | (2) 障害福祉サービス等の基盤整備 | |
| | (3) 地域生活支援事業の推進 | |
| | (4) 包括的支援の推進 | |
| | (5) 経済的支援の推進 | |
| | (6) 保健事業の推進 | |
| | (7) こころの病の予防・支援対策の推進 | |
| | (8) 地域リハビリテーションの充実 | |
| 3 育成・教育 | (1) 障害児の育成支援 | |
| | (2) 特別支援教育の推進 | |
| 4 就労支援・社会参加 | (1) 雇用・就労の場の拡大 | |
| | (2) 職業リハビリテーションの推進 | |
| | (3) 文化・スポーツ活動等の推進 | |
| | (4) 地域情報提供の充実 | |

第4章 障害者計画

基本目標1 啓発・まちづくり

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実するよう努めます。

| | |
|-------|---|
| 施策の方向 | (1) バリアフリーの生活環境整備 (2) 災害時支援・防犯対策の推進 (3) 地域支援体制の整備 (4) 障害のある人への理解の促進 (5) 権利擁護の推進 |
|-------|---|

(1) バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動境の点検を実施し、バリアフリー化等の情報提供の充実を図ります。また、こうした点検活動などを踏まえて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含む全ての人が安全に安心して歩くことができるよう、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策等を関係機関と連携して推進します。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-------------------------------------|---|
| ①居住の場の整備 | 障害者の地域での居住の場となるグループホーム等の整備・拡充について検討します。 |
| ②在宅サービスの充実 | 障害のある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。 |
| ③「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による施設整備 | 不特定多数の利用がある民間施設において、「バリアフリー法（高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等を考慮した指導に努めます。 |
| ④生活環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 | 公共施設を始め、関係機関と連携を図りながら地域のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。 |

| 取組 | 内容 |
|--------------------|---|
| ⑤障害者のシンボルマークの広報・周知 | 障害者のシンボルマークについては、市役所に設置されている「耳マーク」の他にも国際的に認められるものや障害者団体が全国的に提唱しているものがあり、それらのマークについても広報・周知に努めます。 |

(2) 災害時支援・防犯対策の推進

かすみがうら市地域防災計画に基づき、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者避難対策を推進します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないように関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

今後、障害のある人への虐待の防止対策、サービス利用者の人権擁護等の課題について、関係機関等との連携を含め、地域自立支援協議会等の活用を含めて検討していきます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|--------------------|--|
| ①障害者に配慮した地域防災計画の策定 | 本市で策定した地域防災計画について、福祉避難所を含む避難所・避難場所等の周知をはじめ障害者に配慮した避難・連絡手段の確保等を図り、計画内容の充実に努めます。現在、社会福祉法人が運営している社会福祉施設2か所を含む3か所を指定しています。 |
| ②情報伝達と避難支援の確保 | 災害時に円滑な情報伝達及び避難支援を的確に実施できるように努めます。また、避難行動要支援者名簿の活用を目指します。 |
| ③緊急通報システム事業の充実 | 急病、事故等で緊急に援助が必要となった場合、速やかな救護活動に対応できるよう、緊急通報システム事業を充実します。 |
| ④社会福祉施設の防災対策強化 | 社会福祉施設に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導していきます。また、災害時の受入れに対応できるよう防災資機材の整備や食料の備蓄の充実を促進します。 |
| ⑤災害見舞金等の支給 | 自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金の支給、住宅等の全部又は一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金の支給を継続します。 |
| ⑥広報・啓発の充実 | 防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、市民等に対して障害者への援助に関する広報・啓発等の充実に努めます。 |
| ⑦災害時避難行動要支援者プランの推進 | 災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づき、市地域防災計画を踏まえて避難支援プラン・個別計画の作成を推進し、災害時避難行動要支援者登録制度の充実を図ります。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ⑧聴覚・言語障害のある人の緊急通報への支援 | 聴覚・言語障害のある人が火災や急病等で緊急に援助が必要になったときのために、火災・救急専用FAX（119FAX）の利用登録を推進します。また、携帯電話やスマートフォンによる緊急通報システム（Web119）の登録を推進します。 |

（3）地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進に当たり、地域ケアシステム、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|---------------|--|
| ①社会福祉協議会との連携 | 地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。 |
| ②ボランティア活動の振興 | 「ボランティアセンター」の活動を含めて「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興に努めます。 |
| ③障害者団体等の活動の振興 | 障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援します。 |

(4) 障害のある人への理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国・県等の各種の催し物等と連携して、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会のこころを育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

改正障害者差別解消法の施行に基づき、当市の対応方策の具体化を図ります。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|----------------|--|
| ①障害の理解・啓発 | 障害者への社会的理の啓発のため講演会の開催を検討します。盲導犬、聴導犬、介助犬や、白杖、車いす等のアイテムについて、周知、理解促進を図ります。 |
| ②福祉教育の推進 | 福祉教育を目的として施設等と市内の学校との交流を推進します。 |
| ③障害者差別解消方針等の活用 | 障害者差別解消法に基づき策定した「かすみがうら市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を活用し、市職員が適切に対応するように努める。 合理的配慮の提供の義務化が図られる中、障害のある人に必要な配慮について理解が深まるよう普及・啓発に努めます。 |

(5) 権利擁護の推進

障害のある人の権利が守られながら地域で安心して暮らして行けるよう、虐待防止や成年後見制度など権利擁護支援を推進します。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|---------------|---|
| ①障害者虐待防止対策の推進 | 「障害者虐待防止法」に基づき、啓発・広報を充実するとともに、相談業務や防止措置についての市の取組体制を強化します。 |
| ②成年後見制度の推進 | 判断能力が十分でない人の権利が守られるよう、「成年後見制度」の利用促進を図ります。 |

基本目標2 相談支援・生活支援

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の計画的充実を図ります。

また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業等を含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

| | |
|-------|--|
| 施策の方向 | (1) 障害福祉サービス等の質の確保 (2) 障害福祉サービス等の基盤整備 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) 包括的支援の推進 (5) 経済的支援の推進 (6) 保健事業・障害予防の充実 (7) 精神保健の推進 (8) 地域リハビリテーションの充実 |
|-------|--|

(1) 障害福祉サービス等の質の確保

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の確保に向けて利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。

自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割を強化するように図ります。特に、障害のある人への虐待防止対策の取組体制を強化するとともに、自立支援協議会に専門部会の設置を検討するなど相談体制や啓発・広報の充実を図ります。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| ①情報提供の充実 | 障害者が福祉サービスや制度について、変更があっても安心して福祉サービスを利用できるように情報提供の充実を図ります。 |
| ②医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制 | 医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の充実を図るため、関係機関や市の関係各課等が情報の共有化を図り、あらゆる方面から充実した支援ができるように努めます。 |
| ③地域自立支援協議会の充実 | 相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、就労支援や虐待防止等に関わる関係機関のネットワークを活用して、中核機関としての役割を充実します。また、就労支援、虐待防止、子ども支援、地域移行支援等の専門部会の設置を検討します。 |

| 取組 | 内容 |
|----------------------|--|
| ④指定障害福祉サービス事業者等の質的向上 | <p>サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」(注)を受けるように進めます。</p> <p>(注) 茨城県福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。</p> |
| ⑤障害支援区分認定・サービス支給決定 | <p>認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。</p> <p>また、利用者の意向による利用計画に基づき介護給付の支給決定を行います。</p> |

(2) 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費（特例含む）、②訓練等給付費（特例含む）、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費（特例含む）、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており（法第6条）、これらのサービスの円滑な実施を図ります。障害福祉圏域等広域的対応（注）を含めてサービス見込量を確保供給できるように図ります。

（注）障害福祉圏域：茨城県の障害福祉圏域は、茨城県保健医療計画の二次医療圏と同じ圏域とされており、当市は土浦市と石岡市とで「土浦障害福祉圏域」を構成しています。（新しいばらき障害者プラン）

また、これまで、特別支援教育の対象ではなかった高機能自閉症（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）などの発達障害のある児童・生徒に対して、個々の状態やニーズに対応した教育環境を提供できるよう支援に取り組みます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| ①自立支援給付 | 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付を行います（別表）。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。 |
| ②障害福祉サービスの供給確保 | 介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、適宜、県及び近隣市町村等と連携して障害福祉圏域等広域的対応を推進します。 |
| ③計画相談支援・障害児相談支援 | 障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画の作成・見直しなどを行います。 |
| ④地域移行支援・地域定着支援 | 施設入所や病院に入院している障害のある人等の地域生活への移行に向けた支援を行います。 |

(3) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

地域において、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、身近な地域で細かな支援を行う視点から多様な事業の充実を図ります。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|--------------------|---|
| ①相談支援事業 | 障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| ②意思疎通支援事業 | 障害のため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣を行います。また、市の窓口での手続きや相談が円滑にできるよう手話通訳者の配置を検討します。 |
| ③日常生活用具給付事業 | 重度障害のある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付を行います。 |
| ④移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。 |
| ⑤地域活動支援センター事業 | 障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。 |
| ⑥理解促進研修・啓発事業 | 住民に対して障害者等に対する理解を深めるために、教室・講演会の開催等研修・啓発事業、ホームページ等による広報活動を行います。 |
| ⑦自発的活動支援事業 | 障害者等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等自発的に行う活動に対する支援を行います。 |
| ⑧手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。 |
| ⑨成年後見制度法人後見支援事業 | 法人後見実施のための体制整備、法人後見実施（予定）団体等への活動支援等を行います。 |
| ⑩成年後見制度利用支援事業 | 身寄りがなく、判断する能力が不十分な障害のある人が、申立費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な場合に支援します。 |
| ⑪訪問入浴サービス事業 | 自宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、その居宅を訪問して浴槽を提供し入浴の介護を行います。 |
| ⑫日中一時支援事業 | 障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している人の一時的な休息を図ります。 |
| ⑬自動車運転免許取得・改造費補助事業 | 身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について補助し、就労及び社会参加を支援します。 |
| ⑭更生訓練費給付事業 | 施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。 |
| ⑮施設入所者就職支度金支給事業 | 施設に入所又は通所している方が訓練を終了し、就職等により自立するに当たり就職支度金を支給します。 |

| 取組 | 内容 |
|--------------|---|
| ⑯在宅障害者一時介護事業 | 在宅で障害のある人や児童を介護している人の外出や一時的な休息を支援するため、一時的に預かり介護します。 |

(4) 包括的支援の推進

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も事業の充実に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|----------------------|---|
| ①地域ケアシステムの活用 | 地域ケアシステムを活用し、地域でさまざまな生活課題を抱えている在宅の高齢者・障害者等の要援護者やその家族に対し、医療・保健・福祉それぞれの機関と連携して必要なサービスの検討・調整・支援を行います。 |
| ②茨城県発達障害者支援センター等との連携 | 発達障害者（自閉症、学習障害者、注意欠陥多動性障害等）への専門相談機関である「茨城県発達障害者支援センター」（つくば市）等の発達障害者への専門相談機関との連携を図り、発達障害者への相談支援体制の強化に努めます。 |
| ③家庭児童相談の充実 | 子ども未来室が中心となり、子どもや家庭に関する問題等を含めた総合相談窓口業務を充実するとともに、関係機関の調整を図り、発達教育支援センター（仮称）の設置を目指します。 |
| ④県が実施している事業の情報提供 | 県が実施している各種相談事業について広報・周知に努めます。 |
| ⑤地域包括支援センターの活用 | 地域包括支援センター等を活用した介護保険、その他の保健福祉サービスや権利擁護等の総合相談を実施し、保健・医療・福祉サービス等の支援につなげるとともに、関係者とのネットワーク構築を図ります。 |
| ⑥「耳マーク」の活用 | 市役所に設置している「耳マーク」を活用し、耳の不自由な方に対して適切な窓口対応や相談支援、周知に努めます。 |
| ⑦児童の支援ネットワークの構築 | 発達障害児等の支援のため、子ども支援部会を設置し、支援体制の強化に努めます。 |
| ⑧人材の確保 | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、各種機能訓練士などの継続的な人材確保に努めます。 |
| ⑨相談支援スタッフの資質向上 | 相談支援体制の強化を図るため、スタッフの各種研修会への参加を促進していきます。 |
| ⑩市職員の資質向上 | 全ての市職員が、障害のある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害者福祉に関する知識を周知し意識を高めていくよう適時、研修等を開催します。 |

| 取組 | 内容 |
|-------------------|--|
| ⑪ケアマネジメント体制の整備 | 障害者一人ひとりのニーズや障害の程度を踏まえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。 |
| ⑫日常生活自立支援事業 | 知的障害・精神障害のある人や認知症の人気が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。 |
| ⑬関連制度の周知及び拡充要請 | 年金・各種手当・助成金制度や税金・医療費の負担軽減、公共交通機関の運賃、有料道路の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り、利用を促進するとともに、関係機関に対し制度の拡充を要請していきます。 |
| ⑭障害者に対応した選挙の推進 | 選挙の投票方法における手続き等の円滑化及び簡素化について公職選挙法と照らし合わせながら推進していきます。 |
| ⑮障害者施設等の地域への開放の推進 | 市内にある障害者施設等について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう積極的な交流の促進に努めます。 |
| ⑯地域公共交通の運行 | 地域共生社会の実現に向けた取組として、全ての人に利用しやすい地域公共交通の運行を目指します。地域公共交通会議と調整を図りながら、市の公共交通体制について検討していきます。 また、現在運行しているデマンドタクシーや路線バスの利用促進を図ります。 |
| ⑰車いす対応車両の貸出 | 社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。 |
| ⑱タクシー利用券の助成と利用促進 | タクシー利用券の助成と利用促進に努め、移動手段の確保を図ります。 |

(5) 経済的支援の推進

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-----------------|---|
| ①心身障害者扶養共済制度の普及 | 保護者が亡くなった後の障害者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の普及に努めます。 |
| ②生活福祉資金制度等の充実 | 生活福祉資金貸与等、経済的支援を目的とした制度・サービスを充実するよう努めます。 |
| ③医療福祉費助成の周知 | 経済的負担を軽減することにより必要な医療を継続的に受けられるよう、医療福祉費の助成を行うとともに制度の周知を図ります。 |
| ④難病患者福祉金の支給 | 県が実施している医療費公費負担制度の受給者に対して、「難病患者福祉金」の支給事業の継続に努めます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| ⑤診断書料の助成 | 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得推進と負担軽減を図るため、申請手続きに必要とする診断書料を助成します。 |
| ⑥障害基礎年金の周知 | 国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、又は老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障害になったとき、又は、20歳前に障害になったときに、条件を満たしている方に支給される制度の周知を図ります。 |
| ⑦特別障害者手当支給 | 在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。 |
| ⑧特別児童扶養手当支給 | 20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当を支給します。 |
| ⑨税や各種割引・減免制度の周知 | 自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。 |

(6) 保健事業の充実

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害をもつことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、特定健診・特定保健指導を推進するとともに、若いうちからの生活習慣病予防対策、介護予防事業の充実に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-----------|--|
| ①乳幼児の各種健診 | 「4か月児健康診査」から「3歳児健康診査」まで、発達段階に応じた健康診査をはじめ、各種乳幼児健康相談による障害の早期発見のため受診率の向上に努めるとともに、家庭訪問等により未受診者対策を推進します。 |
| ②相談体制の充実 | 各種乳幼児健診後に、障害の疑われる乳幼児に対して医療機関での受診を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児への相談指導体制の充実を図ります。また、保護者の希望により療育施設の紹介や連絡調整等を行います。 |
| ③にこにこ教室 | 主に発達の遅れのみられる乳幼児を対象に実施している「にこにこ教室」を拡充するとともに、言語聴覚士等の専門職員を配置し、健診後のフォローオン体制の充実に努めます。また、療育施設の不足が大きな課題となっているため、早期療育体制の充実を進めます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------------|--|
| ④おもちゃ図書館 | おもちゃ図書館の活動を推進し、障害児の発達を支援します。より多くの障害児から利用されるよう事業の周知を図ります。 |
| ⑤発達相談・指導 | 保育所(園)・認定こども園の0歳から5歳の乳幼児を対象に子ども未来室所属の専門職が定期的に巡回訪問し、発達相談を実施するとともに、保育士に子どもの発達に関する技術的な支援を行います。また、定期巡回のほか要請による巡回も行います。 |
| ⑥特定健康診査・特定保健指導 | 40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。 |
| ⑦障害の発生予防 | 障害の発生予防や介護予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等の健康教育や介護予防教室を地域においても実施するなど拡充を図り、専門職の講話や体操を通じて、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。 |
| ⑧訪問指導等の充実 | 在宅保健サービスとして必要に応じて家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。 |
| ⑨障害者専門の歯科治療 | 障害児・者の歯科治療として、県の歯科医師会で実施している「土浦歯科治療センター」や地元歯科医師会と連携し、口腔の健康保持・増進を図ります。 |

(7) こころの病の予防・支援対策の推進

地域における県の精神保健事業等と連携を進め、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障害者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の周知と利用の促進を図るとともに、精神障害にも配慮した地域包括ケアシステムの確立を目指します。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|------------------|--|
| ①「こころの相談」事業の充実 | 精神保健福祉士、保健師等がこころの不安をもつ人やその家族を対象に実施している「こころの相談」事業の充実に努めます。 |
| ②地域活動支援センター事業の充実 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供など日中過ごす場の確保として地域活動支援センターを活用します。 |
| ③グループホーム等の利用促進 | 退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等の利用促進を図ります。 |
| ④訪問系サービスの利用促進 | 地域生活支援のため、ホームヘルプサービスや訪問介護等、精神障害者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。 |
| ⑤保健福祉サービスの周知 | 精神障害者保健福祉手帳の取得や自立支援医療制度の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を図るとともに、必要に応じ各種の情報提供や支援施設等との連絡調整を行っていきます。 |

(8) 地域リハビリテーションの充実

自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、県・保健所と連携して難病患者の特定医療費支給等に関する医療費助成制度を普及します。（注）。

（注）「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年）また、発達障害や高次脳機能障害のある人への相談・情報提供などの支援、障害についての理解・啓発事業を推進します。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|------------------|---|
| ①自立支援医療費の給付 | 身体に障害のある人や児童の障害の軽減等のために行う医療（更生医療・育成医療）及び精神通院医療の自立支援医療費の適切な給付に努めます。 |
| ②県福祉相談センターとの連携 | 県福祉相談センターで実施している「巡回相談」などの医学的な相談事業の活用を図る等、連携に努めます。 |
| ③難病患者の支援 | 難病患者の支援については、医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、支援の方法について検討していきます。なお、障害者総合支援法の改正により、難病等の方も障害福祉サービス等の利用対象となったため、その周知に努めます。 |
| ④高次脳機能障害のある人への支援 | 高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、この障害のある人に向けた相談・情報提供等の支援を行います。 |
| ⑤地域リハビリテーションとの連携 | 県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実に努めます。 |
| ⑥保健・福祉と連携した医療 | 障害を発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実について検討していきます。 |

基本目標3 育成・教育

全ての障害のある児童の乳幼児期から教育期間修了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるよう相談体制及び支援体制の整備を図ります。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 施策の方向 | (1) 障害児の育成支援 (2) 特別支援教育の推進 |
|-------|-------------------------------|

(1) 障害児の育成支援

障害のある児童に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるよう、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。身近な地域で支援が受けられるように児童発達支援等「障害児通所支援」の充実を図ります。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある児童を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備を進めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| ①保育所の整備促進 | 保育所において、障害のある児童を受け入れられるよう、保育士などの増員や施設整備等、受け入れ体制の確保を継続します。 |
| ②幼稚園等への要請 | 私立保育園・認定こども園・幼稚園での障害のある児童の受け入れ体制の確保を、事業者と連携・協力のもと継続します。 |
| ③早期教育推進事業等の利用促進 | 盲学校、聾学校で実施している0歳児からの「早期教育推進事業」の利用促進を図ります。 また、特別支援学校で実施している、保育園・幼稚園から高等学校に在籍している方が利用できる「特別支援教育地域相談センター」の利用促進を図ります。 |
| ④保育士の資質向上 | 障害児保育を実施するに当たっては、保育士の障害児保育研修などを受講する等、障害児保育の質の向上を図ります。 |

| 取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| ⑤就学指導の実施 | 医療機関や保健センター、療育機関その他関係機関等との連携強化を図り、障害の程度、種類に応じ、教育支援委員会を核とした適正な就学指導の実施に努めます。また、かすみがうら市教育支援相談を活用した連携の強化、保護者への総合的な相談支援、保育士と小学校との交流の実施等とともに、一貫した支援情報がわかるよう個別の支援計画及び指導計画を活用し、子どもの健やかな成長に努めます。 |
| ⑥専任相談員の配置 | 専任の教育支援委員会調査員を配置し、定期的に障害のある幼児・児童生徒を対象とした就学相談の充実を図ります。 また、福祉・保健・教育が一体となり、切れ目のない支援体制の確立を目指し、多様な専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士・保健師等）の配置を検討します。 |
| ⑦巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報 | 県の教育委員会が実施している障害児巡回教育相談事業や特別支援学校体験入学等の周知及び利用促進を図ります。 また、幼児・児童の実態を把握し、特別支援学校体験入学等の案内の周知に努めます。 |
| ⑧障害児通所支援の充実 | 身近な地域で支援が受けられるように、児童発達支援、放課後等デイサービス、にこにこ教室を実施します。 |

（2）特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある児童についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある児童を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど特別支援教育を推進します。

障害のある児童が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を促進します（注）。

また、障害のある児童の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちが障害のある児童に対しての理解を深めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して特別支援学校や小中学校の児童生徒との相互交流活動を行います。

（注）学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月文部科学省）：新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めること。また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|--------------------------|--|
| ①特別支援学級の充実 | 特別支援学級については、各児童・生徒の教育ニーズを把握するとともに、充分な教員数を確保し、個に応じた指導を行うなど支援の充実を図っていきます。 |
| ②障害児の放課後支援対策（学童保育） | 障害児の健全育成及び保護者の就労等を支援するため、放課後児童健全育成事業の利用機会の確保を図ります。6年生までの対象範囲の拡大に伴い、障害児童の利用希望がある場合は、可能な限り受入れに努めます。また、受入れのための職員研修等の実施に努めます。 |
| ③教員の資質向上 | 障害児教育に当たる教職員ばかりではなく、全ての教職員に対する特別支援教育の知識・技術の向上を図るとともに、近隣の特別支援学校との連携を図り、専門的なアドバイスのもとに適切な教育を行っていきます。 |
| ④学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 | 学校支援員の配置やスロープ等の設置等障害のある児童・生徒が学校生活を円滑に送れるよう学校介助員の配置や、学校施設や教育関連施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、発達段階に応じた学習を支援できるよう教材教具や機器・設備等の整備を図っていきます。 |
| ⑤医療機関との連携 | 医療機関との連携に努めるなど、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の充実が図れるよう、関係機関に働きかけていきます。また、一貫した支援が行われるよう個別の支援計画及び指導計画を作成し連携強化に努めます。 |
| ⑥教育支援相談事業 | かすみがうら市教育支援相談において実施している、子育てや不登校に関する相談の充実に努め、学校との連携を図りながら相談や不登校復帰支援などを行います。 |
| ⑦就労に向けた職業訓練教育及び進路指導 | 教育課程や職場体験の充実等、就労に結びつく特色ある教育の充実を図るとともに、教育機関・企業・福祉関係者等との連携を強化し、障害者の職域拡大を図るなど、進路指導の充実に努めます。 |
| ⑧一貫した指導対応による教育 | 就学前から卒業後においても、可能な限り一貫した指導対応ができるよう個別の支援計画及び指導計画を利用し、学校間及び関係機関との連携強化に努めます。 |
| ⑨体験活動の実施 | 特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動の充実に努めます。 |

基本目標4 就労支援・社会参加

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、雇用・就労の場の確保対策を推進します。ハローワーク等国や県の関係機関との連携により、雇用・就労を通じての自立と社会参加を促進します。

社会参加の促進については、文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うように図ります。

| | |
|-------|--|
| 施策の方向 | (1) 雇用・就労の場の拡大 (2) 職業リハビリテーションの推進 (3) 文化・スポーツ活動等の推進 (4) 地域情報提供の充実 |
|-------|--|

(1) 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの計画的調達を図ります(注)。

(注)「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年)障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、国や県・市において、物品の調達方針を定めて、方針・実績等を公表することが求められています。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|------------------------|--|
| ①障害者就業・生活支援センターとの連携 | 障害者就業・生活支援センターとの連携を深め、情報提供や相談体制の充実を図り、障害者の雇用促進に努めます。 |
| ②茨城県立産業技術専門学院等との連携 | 茨城県立産業技術専門学院（土浦市等）での障害者職業能力開発事業の活用に努めるとともに、身体障害者にも開かれた学校である茨城県立産業技術専門短期大学校（水戸市）の人材育成機関としての周知を図ります。 |
| ③茨城障害者職業センターとの連携 | 障害者の就労訓練機関として茨城障害者職業センター（笠間市）の周知及び連携を図ります。 |
| ④ハローワーク土浦との連携 | ハローワーク土浦と連携し、市内及び近隣市町村の事業者に、法定雇用率の達成と障害者のための職場環境の向上について協力を求めていきます。 |
| ⑤「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発 | 国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間（9月）」を中心に、障害者就職面接会等の広報・啓発活動の充実に努めます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------------------|---|
| ⑥障害者優先調達推進法による市の事業実施 | 市役所のインターネットサーバー機器保守業務を福祉施設に委託しており、継続に努めます。 また、市の調達方針を策定し、事業実績を公表します。 |

(2) 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまでハローワークのトライアル雇用やジョブコーチ支援事業などの雇用施策と連携を進めるなど効果的な支援に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|------------------------|---|
| ①トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進 | 福祉施設から一般就労に移行するため、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援などの利用促進を図ります。 |
| ②就労継続支援事業の推進 | 一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、「就労継続支援事業」（A型、B型）の推進に努めます。 |
| ③地域活動支援センターの活用 | 地域活動支援センターを活用して、障害者の社会的自立を促進するための方策（職業訓練事業等）を検討していきます。 |

(3) 文化・スポーツ活動等の推進

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみ向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層推進していきます。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興に努めるとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点から、コミュニケーション支援体制や会場配慮等の標準化に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-----------------------|---|
| ①地域のスポーツ・レクリエーション活動推進 | 障害者も気軽に地域で楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動等の普及に努めます。 |
| ②スポーツ大会の開催 | 国際ブラインドマラソン、地域身体障害者スポーツ大会（県南地区各市等の共催）等の市が主催する大会を開催するなど、積極的に障害者スポーツを推進します。 |
| ③県等主催の各種大会の支援 | 県等が主催する、茨城県障害者スポーツ大会等の各種大会支援、県の障害者団体が主催する「山の集い」等の支援に努めます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------------|---|
| ④スポーツ・レクリエーション活動の場の提供 | 市内にある資源活用等により障害者のためのスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。市内社会体育施設は段差解消のバリアフリー化を推進しており、今後も必要に応じて施設の充実を図ります。 |
| ⑤図書館の利用拡大 | 市立図書館が保管している大活字・点字図書、朗読ボランティアの作成したテープなどの利用拡大に努めます。 |
| ⑥公共文化施設の利用料の減免 | 市の公の施設については、障害者あるいは障害者の団体等に対して減免の措置が行われています。これらの継続に努めます。 |
| ⑦障害者が参加しやすい行事の開催 | 「かすみがうら祭」等の行事において、障害者専用駐車場の確保やメインステージ前に車いすスペースを設置する等、障害者の方が参加・出店しやすいよう努めます。 |
| ⑧障害者の作品発表機会の拡充 | あじさい館の展示ホールなどを活用し、障害者が、製作した作品を展示、紹介する機会の拡充を図ります。 |
| ⑨地域活動支援センターの文化活動 | 市の地域活動支援センターにおいて実施している文化的活動の充実に努めます。 |
| ⑩二十歳の集いの手話通訳者等の配置 | 二十歳の集いに障害者が参加する際に、手話通訳者や介助者の配置をします。 |
| ⑪県等主催の文化・芸術事業の支援 | 県や各障害者団体が主催する障害者文化祭や障害者美術展等の周知を図るとともに、作品出展の参加を促進する等の支援に努めます。 |

(4) 地域情報提供の充実

障害のある人の情報提供・入手・交流におけるバリアを解消してコミュニケーションの円滑化に向けて、市ホームページ等におけるバリアフリー化を推進します。

障害福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、広報や市ホームページの充実に努めます。

【主な取組】

| 取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| ①意思疎通支援事業 (地域生活支援事業) | 聴覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。 |
| ②声の広報配布事業 | ボランティアサークルによる、視覚障害の方への広報テープ配布を通じたコミュニケーション支援の活動を継続的に支援します。 |
| ③ホームページのバリアフリー化の推進 | 障害のある人向けの情報提供のツールとして充実を図るために、現在、文字の拡大ボタン、画面色の変更等の閲覧補助機能を配置しております。今後、読み上げ機能などの対応に努めます。 |

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 令和5年度の実績

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 目標 | 実績 |
|-------------|-----|-----|
| 施設入所者数 | 55人 | 26人 |
| 施設入所者数の削減見込 | 1人 | 0人 |
| 地域生活移行者数 | 4人 | 0人 |

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 目標 | 実績 |
|-------------------------|----|----|
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 設置 | 設置 |

■地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 目標 | 実績 |
|----------------|-----|-----|
| 地域生活支援拠点の整備数 | 1か所 | 0か所 |
| 運用状況の検証・検討実施回数 | 1回 | 0回 |

■福祉施設から一般就労への移行等

| 項目 | 目標 | 実績 |
|-------------------|----|----|
| 年間一般就労移行者数 | 2人 | 1人 |
| 就労移行支援事業からの一般就労 | 2人 | 1人 |
| 就労継続支援A型事業からの一般就労 | 0人 | 0人 |
| 就労継続支援B型事業からの一般就労 | 0人 | 0人 |

■障害児通所支援の提供体制の整備等

| 項目 | 目標 | 実績 |
|-----------------------------|-----|-----|
| 保育所等訪問支援の充実 | 1か所 | 0か所 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 | 1か所 | 0か所 |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 | 1か所 | 0か所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 | 有 | 無 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーター | 1人 | 0人 |

■相談支援体制の充実・強化等

| 項目 | 目標 | 実績 |
|---------------|-------|-------|
| 相談支援体制の充実・強化等 | 充実・強化 | 充実・強化 |

■障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

| 項目 | 目標 | 実績 |
|---|----|----|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数 | 1人 | 2人 |
| 上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数 | 1回 | 1回 |

(2) 令和8年度までの目標

■ 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 目標 |
|------------------------------|----|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 有 |
| 強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握の実施 | 有 |
| 強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備 | 有 |

■ 障害児支援の提供体制の整備等

| 項目 | 目標 |
|-------------------------------------|----|
| 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備 | 有 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 | 有 |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 | 有 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 有 |
| 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 | 有 |

■ 相談支援体制の充実・強化等

| 項目 | 目標 |
|---|----|
| 基幹相談支援センターの設置 | 有 |
| 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 | 有 |
| 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保 | 有 |

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項目 | 目標 |
|-----------------|-----|
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数 | 1か所 |
| コーディネーターの配置人数 | 1人 |
| 検証及び検討の回数 | 1回 |

■ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

| 項目 | 目標 |
|---------------|----|
| コーディネーターの配置人数 | 1人 |

■ 発達障害者に対する支援

| 項目 | 目標 |
|-----------------|----|
| ピアサポートの活動への参加人数 | 1人 |

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 目標 |
|--------------------------------------|-----|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 12回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 15人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 12回 |

■相談支援体制の充実・強化のための取組

| 項目 | 目標 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 1か所 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 |
| | 5件 |
| | 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 |
| | 5件 |
| | 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 個別事例の支援内容の検証の実施回数 |
| | 5回 |
| | 主任相談支援専門員の配置数 |
| | 1人 |
| | 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数 |
| | 6回 |
| | 参加事業者・機関数 |
| | 15 |
| | 協議会の専門部会の設置数 |
| | 3 |
| | 協議会の専門部会の実施回数 |
| | 6回 |

2 障害福祉サービス等

第6期障害福祉計画の実績を踏まえ、令和8年度に向けて、令和6年度から令和8年度の3年間を第7期（障害児福祉計画は第3期）計画期間として各年度における見込量を設定します。

（1）訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 16 | 17 | 18 |
| | 実績値 | 16 | 22 | 10 | |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 240 | 255 | 270 |
| | 実績値 | 386 | 350 | 178 | |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 30 | 35 | 40 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 300 | 350 | 400 |

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 重度訪問介護 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 1 | 1 | 0 | |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績値 | 123 | 68 | 0 | |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 重度訪問介護 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |

■同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 同行援護 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 1 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 4 | 4 | 4 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 1 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 同行援護 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 2 | 2 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 1 | 2 | 2 |

■行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 行動援護 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 行動援護 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 重度障害者等 包括支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | ○ | ○ | ○ |
| | | 実績値 | ○ | ○ | ○ |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | ○ | ○ | ○ |
| | | 実績値 | ○ | ○ | ○ |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 重度障害者等 包括支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス量 (時間/月) | 計画値 | 4 | 4 | 4 |

(2) 日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 100 | 102 | 104 |
| | | 実績値 | 87 | 91 | 46 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 1,900 | 1,938 | 1,976 |
| | | 実績値 | 1,787 | 1,818 | 942 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 95 | 96 | 97 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 1,107 | 1,109 | 1,112 |

■自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 0 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 10 | 10 | 10 |
| | | 実績値 | 17 | 14 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 2 | 2 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 2 | 4 | 4 |

■自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立訓練 (生活訓練) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績値 | 1 | 2 | 1 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 78 | 78 | 78 |
| | | 実績値 | 9 | 29 | 16 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 2 | 1 | 1 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 27 | 30 | 34 |

■就労選択支援【新規】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労選択支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | - | 1 | 1 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | - | 6 | 6 |

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労移行支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 20 | 22 | 24 |
| | | 実績値 | 6 | 6 | 4 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 200 | 220 | 240 |
| | | 実績値 | 116 | 109 | 68 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 6 | 6 | 6 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 65 | 70 | 72 |

■就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を行い、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労継続支援A型 (雇用型) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 60 | 65 | 70 |
| | | 実績値 | 58 | 63 | 34 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 900 | 975 | 1,050 |
| | | 実績値 | 1,086 | 1,222 | 665 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労継続支援A型 (雇用型) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 65 | 70 | 75 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 950 | 970 | 990 |

■就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばず、授産的な活動を行うために、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労継続支援B型 (非雇用型) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 90 | 100 | 110 |
| | | 実績値 | 80 | 81 | 42 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 1,440 | 1,600 | 1,760 |
| | | 実績値 | 1,474 | 1,464 | 1,284 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労継続支援B型 (非雇用型) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 105 | 116 | 127 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 1,100 | 1,200 | 1,300 |

■就労定着支援

就労している障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労定着支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 10 | 11 | 12 |
| | | 実績値 | 9 | 8 | 2 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 6 | 7 | 8 |

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 療養介護 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績値 | 3 | 4 | 2 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 5 | 6 | 7 |
| | | 実績値 | | | |

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 短期入所 (ショートステイ) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 30 | 30 | 30 |
| | | 実績値 | 3 | 5 | 3 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 120 | 120 | 120 |
| | | 実績値 | 47 | 46 | 35 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 短期入所 (福祉型) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 14 | 15 | 16 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 70 | 75 | 80 |
| 短期入所 (医療型) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 2 | 3 |
| | サービス量 (日/月) | 計画値 | 6 | 12 | 18 |

(3) 居住系サービス

■自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な訪問による助言や医療機関との調整及び相談等を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 1 | 1 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 2 |
| | 実績値 | 1 | 2 | 2 |

■共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|----------------|-------|-------|-------|
| 共同生活援助 (グループホー ム) | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 45 | 50 |
| | 実績値 | 43 | 54 | 31 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|---------------|-------|-------|-------|
| 共同生活援助 (グループホー ム) | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 50 | 55 |
| | 実績値 | 50 | 55 | 60 |

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 56 | 55 |
| | 実績値 | 54 | 53 | 26 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 50 | 50 |
| | | | | |

(4) 指定相談支援等

■計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 実利用者数 (人/年) | 計画値 | 250 | 262 |
| | 実績値 | 327 | 338 | 445 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 利用者数 (人/年) | 計画値 | 450 | 470 |
| | 実績値 | 490 | | |

■地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 1 | 1 | 1 |

■地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービス。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域定着支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域定着支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

(5) 地域生活支援事業

■理解の促進・啓発事業

地域住民を対象にして、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 理解の促進・啓発事業 | 実施の有無 | 計画値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| | | 実績値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 理解の促進・啓発事業 | 実施の有無 | 計画値 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | 実績値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

■自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業。災害時要援護者登録などを実施しています。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 計画値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| | | 実績値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 計画値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| | | 実績値 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

■相談支援事業

障害のある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|
| 相談支援事業 | 事業所数 | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績値 | 3 | 3 | 3 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|
| 相談支援事業 | 事業所数 | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績値 | | | |

■成年後見制度利用支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、権利擁護のためその利用の支援を図る事業。また、関係機関である地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用件数 | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|------|-----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用件数 | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | | | |

■成年後見制度法人後見支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

本計画期間中に中核機関を設置し、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制の整備を検討し、法人後見の活動を支援する事業。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | | | |

■意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

【第6期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用件数 (件/月) | 計画値 | 40 | 40 |
| | | 実績値 | 29 | 28 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 利用件数 (件/月) | 計画値 | 30 | 30 |
| | | 実績値 | | |

■日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 3 | 4 | 0 |
| 自立生活支援用具 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 2 | 3 | 3 |
| 在宅療養等支援用具 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 4 | 4 | 4 |
| | | 実績値 | 4 | 4 | 0 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 2 | 2 | 0 |
| 排泄管理支援用具 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 1,356 | 1,429 | 1,506 |
| | | 実績値 | 1,252 | 1,228 | 1,067 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修） | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 3 | 1 | 0 |

※令和5年は見込値

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| 在宅療養等支援用具 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 4 | 4 | 4 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| 排泄管理支援用具 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修） | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |

■手話奉仕員養成研修事業

日常会話をするために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実利用件数 (件/年) | 計画値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 利用件数 (件/年) | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | | 実績値 | | | |

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 実利用者数 (人/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 2 | 2 | 2 |
| | サービス量 (件/年) | 計画値 | 12 | 12 | 12 |
| | | 実績値 | 7 | 11 | 12 |

※令和5年は見込値

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 利用者数 (人/年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | サービス量 (件/年) | 計画値 | 12 | 12 | 12 |

■地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業 | 設置箇所数 (か所) | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績値 | 3 | 3 | 3 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は●月末実績

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業 | 設置箇所数 (か所) | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| | | | | | |

■任意事業

○日中一時支援事業

障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業。

○在宅障害者一時介護事業

マンツーマンでの介護が必要な在宅の障害者、障害児に対しその介護者が外出、休息等の理由により、一時的に介護が困難となったときに一時的に預かり介護する事業。

○訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業。

○施設入所者就職支度金支給事業

就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用して施設に入所している者が訓練を終了し、就職等により自立した場合において、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。

○自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業。

○自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業。

【第6期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|----------------------|-----|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業 | 実利用者数 (実人数/ 年) | 計画値 | 80 | 80 | 80 |
| | | 実績値 | 70 | 92 | 99 |
| 在宅障害者一時介 護事業 | 実利用者数 (件/年) | 計画値 | 800 | 800 | 800 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問入浴サービス 事業 | 実利用者数 (実人数/ 年) | 計画値 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績値 | 3 | 2 | 1 |
| 施設入所者就職支 度金 支給事業 | 実利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 自動車運転免許取 得費助成事業 | 実利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 1 |
| 自動車改造助成事 業 | 実利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |

※令和5年は見込値

【第7期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|---------------------|-----|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業 | 利用者数 (実人数/ 年) | 計画値 | 100 | 105 | 110 |
| | | 実績値 | 10 | 10 | 10 |
| 訪問入浴サービス 事業 | 利用者数 (実人数/ 年) | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| 施設入所者就職支 度金支給事業 | 利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| 自動車運転免許取 得費助成事業 | 利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| 自動車改造助成事 業 | 利用者数 (件/年) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |

3. 障害児福祉サービス

■児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 60 | 70 | 80 |
| | | 実績値 | 54 | 56 | 21 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 40 | 45 | 50 |
| | | 実績値 | | | |

■医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービス。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 医療型児童発達支 援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 医療型児童発達支 援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | | | |

■放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 放課後等デイサー ビス | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 95 | 110 | 125 |
| | | 実績値 | 74 | 92 | 54 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 放課後等デイサー ビス | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 70 | 75 | 80 |
| | | 実績値 | | | |

■保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービス。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 保育所等訪問支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | | | |

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児が、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な場合に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【第2期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|
| 居宅訪問型児童発 達支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 0 | 0 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|
| 居宅訪問型児童発 達支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 1 | 1 |

■福祉型児童入所支援

福祉型障害児入所施設では障害児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行います。

【第2期の実績】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----------------|-------|-------|-------|
| 福祉型児童入所支 援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | 0 | 0 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|
| 福祉型児童入所支 援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 1 | 1 |

■医療型児童入所支援

福祉型障害児入所施設で行う障害児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリテーションの提供など専門的な支援を行います。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 医療型児童入所支援 | 実利用者数 (人/月) | 計画値 | ○ | ○ | 1 |
| | | 実績値 | ○ | ○ | ○ |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 医療型児童入所支援 | 利用者数 (人/月) | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | | | |

■障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービス。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 実利用者数 (人/年) | 計画値 | 140 | 160 | 180 |
| | | 実績値 | 128 | 148 | 75 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|---------------|-----|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/年) | 計画値 | 320 | 350 | 370 |
| | | 実績値 | | | |

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

【第2期の実績】

| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|----|-----|-------|-------|-------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人数 | 計画値 | 〇 | 〇 | 1 |
| | | 実績値 | 〇 | 〇 | 〇 |

※令和3年、令和4年は年度末、令和5年は見込み

【第3期の見込量】

| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------------|----|-----|-------|-------|-------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人数 | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 1 | 1 | 1 |

第6章 計画の推進

1 各主体の役割

この計画を推進するに当たっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高めていくとともに、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっていきます。

(1) 地域

地域における多様な人々との交流を通じ、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障害者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2) 学校

障害のある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、もてる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童生徒が障害のある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かなこころの育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3) 関係団体

障害者関係団体などの役割は、障害者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障害者が安定した生活を営むためには、障害者の雇用や障害者の適正と能力に応じて、障害のない人とともに生きがいをもって働くような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

（5）行政

行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

2 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を市民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も市の広報やパンフレット、ホームページ及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

3 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

地域共生社会とりハビリテーションの理念の下、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障害者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進に当たっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などの連携を図ります。

(2) 連携・協力の推進

①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障害のある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障害者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通じ、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

③事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

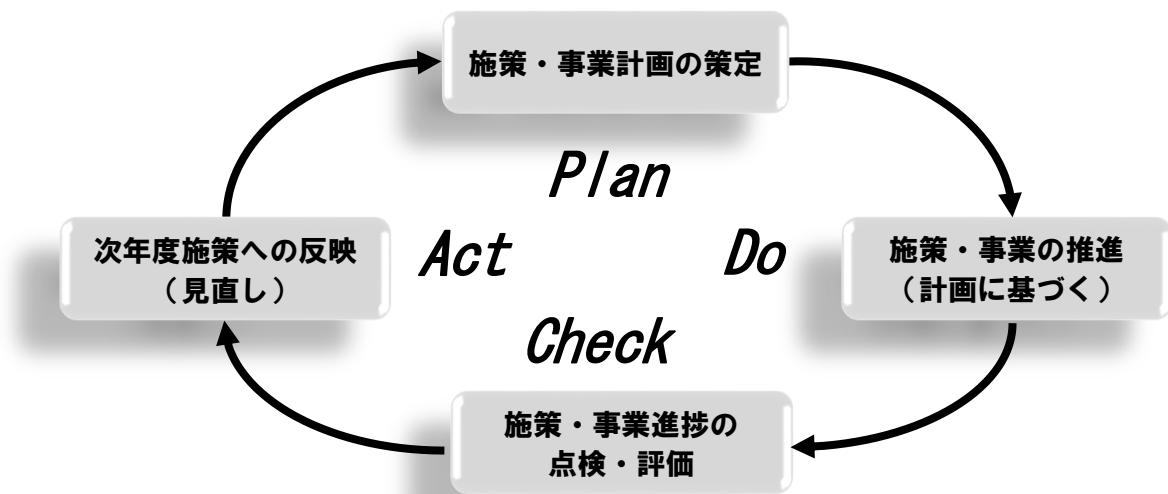
4 目標達成状況の評価

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する社会福祉課を中心に府内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を社会福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



參考資料

作成中

令和5年度 かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

| | 氏名 | 所属・役職等 | 区分 | 備考 |
|----|--------|-----------------------------|---------------|----|
| 1 | 山本 哲也 | つくば国際大学医療保健学部 臨床検査学科准教授 | 学識経験者 | |
| 2 | 片岡 真由美 | 社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 3 | 長谷川 浅美 | 社会福祉法人白銀会 しろがね苑施設長 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 4 | 海崎 真知子 | 社会福祉法人明清会 ほびき園サービス管理責任者 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 5 | 藤井 信之 | 特定非営利活動法人 新和会 理事長 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 6 | 堀口 家明 | かすみがうら市社会福祉協議会 事務局長 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 7 | 吉川 賢治 | 社会福祉法人尚恵学園 尚恵成人寮 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 8 | 甲田 晶子 | NPO法人メロディハウス 児童発達支援管理責任者 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 9 | 根目沢 浩幸 | かすみがうら市 手をつなぐ育成会会长 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 10 | 仲澤 朋子 | 社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくば | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 11 | 車田 一恵 | 社会福祉法人一行会 一天 執行理事 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 12 | 木村 和弘 | 社会福祉法人廣山会 ブルミエールひたち野 | 福祉施設及び福祉団体の代表 | |
| 13 | 本田 聰子 | 茨城県立土浦特別支援学校教諭 | 学識経験者 | |
| 14 | 富田 博美 | かすみがうら市 民生委員児童委員連合会会长 | 民生委員児童委員 | |
| 15 | 田中 久江 | かすみがうら市 知的障害者相談員 | 障害者の代表（家族を含む） | |
| 16 | 井坂 節子 | かすみがうら市 身体障害者相談員 | 障害者の代表（家族を含む） | |
| 17 | 塙原 靖二 | 土浦厚生病院 医院長 | 学識経験者 | |
| 18 | 設楽 健夫 | かすみがうら市 市議会議員 | 市議会の議員 | |

※順不同、敬称略